

第八十回国会 衆議院 東日本大震災復興特別委員会議録 第七号

平成二十四年六月十九日(火曜日)

午後一時三十分開議

出席委員

委員長 古賀 一成君

理事 近藤 昭一君 理事 近藤 洋介君

理事 田嶋 要君 理事 中川 治君

理事 橋本 清仁君 理事 谷 公一君

理事 額賀福志郎君 理事 石田 祝稔君

相原 史乃君 石津 政雄君

石原洋三郎君 石山 敬貴君

市村浩一郎君 太田 和美君

菊池長右エ門君 沓掛 哲男君

熊谷 貞俊君 小室 寿明君

齊藤 進君 階 猛君

白石 洋一君 菅川 洋君

玉木雄一郎君 辻元 清美君

中野渡詔子君 長尾 敬君

畑 浩治君 森本 和義君

谷田川 元君 柳田 和己君

山口 和之君 湯原 俊二君

若井 康彦君 秋葉 賢也君

井上 信治君 伊東 良孝君

小里 泰弘君 加藤 勝信君

梶山 弘志君 高木 毅君

長島 忠美君 三ツ矢憲生君

吉野 正芳君 高木美智代君

高橋千鶴子君 齋藤やすのり君

阿部 知子君 柿澤 未途君

中島 正純君 園田 博之君

参議院議員 岡崎トミ子君

参議院議員 金子 恵美君

参議院議員 谷岡 郁子君

参議院議員 増子 輝彦君

参議院議員 森 まさこ君

参議院議員 加藤 修一君

参議院議員 川田 龍平君

参議院議員 紙 智子君

参議院議員 荒井 広幸君

文部科学大臣 平野 博文君

国務大臣 平野 達男君

(復興大臣) 吉田 泉君

復興副大臣 横光 克彦君

環境副大臣 若泉 征三君

復興大臣政務官 北神 圭朗君

経済産業大臣政務官 政府参考人

(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長) 高井 康行君

政府参考人 佐藤 敏信君

(環境省総合環境政策局環境保健部長) 復興特別調査室長

衆議院調査局東日本大震災復興特別調査室長 関根 正博君

委員の異動

四月六日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 三日月大造君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 三日月大造君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 大島 敦君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 大島 敦君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 大島 敦君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 大島 敦君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 大島 敦君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 大島 敦君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 大島 敦君

同日 大島 敦君 補欠選任

同日 大島 敦君 大島 敦君

若井 康彦君 熊谷 貞俊君

小野寺五典君 三ツ矢憲生君

長島 忠美君 伊東 良孝君

吉野 正芳君 高木 毅君

吉泉 秀男君 阿部 知子君

下地 幹郎君 中島 正純君

同日 熊谷 貞俊君 相原 史乃君

同日 熊谷 貞俊君 石津 政雄君

同日 熊谷 貞俊君 市村浩一郎君

同日 熊谷 貞俊君 湯原 俊二君

同日 熊谷 貞俊君 伊東 良孝君

同日 熊谷 貞俊君 高木 毅君

同日 熊谷 貞俊君 三ツ矢憲生君

同日 熊谷 貞俊君 阿部 知子君

同日 熊谷 貞俊君 中島 正純君

同日 熊谷 貞俊君 下地 幹郎君

同日 熊谷 貞俊君 相原 史乃君

同日 熊谷 貞俊君 若井 康彦君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

同日 熊谷 貞俊君 熊谷 貞俊君

福島の子どもたちを放射能被害から守ることに
関する請願(赤嶺政賢君紹介)(第三三三三号)

同(笠井亮君紹介)(第三三四号)

同(穀田恵二君紹介)(第三三五号)

同(佐々木憲昭君紹介)(第三三六号)

同(志位和夫君紹介)(第三三七号)

同(塩川鉄也君紹介)(第三三八号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第三三九号)

同(宮本岳志君紹介)(第三四〇号)

同(吉井英勝君紹介)(第三四一号)

同(太田和美君紹介)(第三四二号)

四月二日 福島原発事故の早期収束、被害の完全補償に
関する請願(笠井亮君紹介)(第三四二二号)

東日本大震災・原発事故からの復旧・復興に
関する請願(佐々木憲昭君紹介)(第七一〇号)

同(塩川鉄也君紹介)(第七一一号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

同(高橋千鶴子君紹介)(第七一二号)

八の二平弘造(第八一号)

東北の復興と関西における継続的支援の取り組みに関する陳情書(大阪市北区中之島六の二の二七森詳介)(第八二号)

四月十二日

応急仮設住宅入居者の生活環境の改善等を求める意見書(宮城県多賀城市議会)(第二八八六号) 観光業における原子力損害の賠償に関する意見書(北海道議会)(第二八六七号)

〔仮称〕原発事故被ばく者援護法〕の制定を求める意見書(東京都小金井市議会)(第二八六八号)

原子力災害避難者の安全・安心を確保するための法律の制定を求める意見書(福島県議会)(第二八六九号)

原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書(福島県白河市議会)(第二八七〇号)

原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書(福島県磐梯町議会)(第二八七一号)

原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書(福島県矢吹町議会)(第二八七二号)

原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書(福島県矢野町議会)(第二八七三号)

原子力行政の見直しを求め放射線による被害対策の早期実施を求める意見書(愛知県愛西市議会)(第二八七四号)

十八歳までの医療費無料化を求める意見書(福島県郡山市議会)(第二八七五号)

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束と同事故に係る損害賠償の早期完全実施の実現を求める意見書(岩手県議会)(第二八七六号)

東京電力福島第一原子力発電所の事故による被害への対応を求める意見書(宮城県議会)(第二八七七号)

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射線被ばくの健康影響に関する意見書(茨城県議会)(第二八七八号)

東京電力福島第一原子力発電所事故の収束宣言の撤回を求める意見書(千葉県流山市議会)(第二八七九号)

東日本大震災津波からの観光の復興に向けた総合的な支援を求める意見書(岩手県議会)(第二八八〇号)

東日本大震災からの完全復興と、未来志向の東北を構築するための一層の対策を国に求める意見書(宮城県議会)(第二八八一号)

東日本大震災に伴う風評被害補償に関する意見書(神奈川県横須賀市議会)(第二八八二号)

復興事業の着実な推進を求める意見書(岩手県議会)(第二八八三号)

二八七九号)

東日本大震災津波からの観光の復興に向けた総合的な支援を求める意見書(岩手県議会)(第二八八〇号)

東日本大震災からの完全復興と、未来志向の東北を構築するための一層の対策を国に求める意見書(宮城県議会)(第二八八一号)

東日本大震災に伴う風評被害補償に関する意見書(神奈川県横須賀市議会)(第二八八二号)

復興事業の着実な推進を求める意見書(岩手県議会)(第二八八三号)

復興交付金制度の弾力的かつ積極的な運用を求める意見書(仙台市議会)(第二八八四号)

福島の子どもの放射線被ばくに対する総合的な法整備を求める意見書(福島県議会)(第二八八五号)

〔福島復興再生特別措置法案〕の拡充及び早期成立を求める意見書(福島県二本松市議会)(第二八八六号)

放射線から子どもを守る対策を求める意見書(宮城県多賀城市議会)(第二八八七号)

五月二十五日

〔仮称〕原発事故被曝者援護法の制定を求める意見書(東京都三鷹市議会)(第三四〇〇号)

原発事故と福島県にかかわる特別法についての意見書(福島県川俣町議会)(第三四〇一号)

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期原因究明を求める意見書(福島県議会)(第三四〇二号)

東京電力福島原子力発電所事故に伴う放射性物質対策等に関する意見書(神奈川県相模原市議会)(第三四〇三号)

被災者の生活・生業の再建と原発事故から市民の安全・安心なくらしを求める意見書(埼玉県川口市議会)(第三四〇四号)

放射能汚染から子どもと市民の健康を守る対策を求める意見書(滋賀県甲賀市議会)(第三四〇七号)

六月八日

子供と国民を守る放射能汚染対策を求める意見書(前橋市議会)(第三六八八号)

本日の会議に付した案件

理事の補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案(参議院提出、参法第二二二号)

○古賀委員長 これより会議を開きます。

理事補欠選任の件についてお諮りいたします。委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となっております。その補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

それでは、理事に近藤昭一君を指名いたします。

○古賀委員長 この際、吉田復興副大臣及び若泉復興大臣政務官から、それぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。復興副大臣吉田泉君。

○吉田(泉)副大臣 復興副大臣を拝命しました吉田泉でございます。

福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項に加えて、福島復興局を担当いたします。平野大臣を支え、被災された多くの方々を復興

に希望を持てるよう、全身全霊で取り組んでまいります。

古賀委員長を初め、理事、委員各位の御指導、御鞭撻を何とぞよろしくお願い申し上げます。

○古賀委員長 次に、復興大臣政務官若泉征三君。

○若泉大臣政務官 このたび復興大臣政務官を拝命いたしました若泉征三でございます。よろしくお願いたします。

福島を中心とした原子力災害からの復興及び再生に関する事項を担当いたします。

関係副大臣とともに平野大臣を支えてまいりますので、古賀委員長を初めとして、理事、委員各位の御指導と御協力を何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○古賀委員長 参議院提出、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。参議院東日本大震災復興特別委員長代理者参議院議員谷岡郁子君。

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○谷岡参議院議員 ただいま議題となりました法律案につきまして、その提案の趣旨及び主な内容を御説明いたします。

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により大量の放射性物質が放出さ

る法律案

る法律案

る法律案

れ、広範囲にわたる環境汚染の被害が発生いたしております。放射性物質が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等により、一定基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、または居住していた被災者及び政府による避難指示により避難を余儀なくされている被災者は、常に健康上の不安を抱えるとともに、事故前の生活の継続が不可能になり、苦痛を強いられております。中でも、子供たちは、汚染された環境で子供らしく生活することができなくなっております。

そのため、子供に特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策を推進することにより、原発事故によって事故前の生活基盤を損なわれた被災者の主体的な生活再建を実現していくため、本法律案を提案することとした次第であります。

次に、本法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択をみずからの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならぬこと、被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならないこと、被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、胎児を含む子供が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から、放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子供及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならないこと等の、被災者生活支援等施策の基本理念を定めております。

第二に、国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、被災者の生活支援等に関

する施策を総合的に策定し、被災者に提示し、及び実施することの責務を有するものとしたしております。

第三に、政府は、被災者生活支援等施策の基本理念にのっとり、その推進に関する基本的な方針を定めなければならないものとしております。

第四に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染状況の調査結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するために必要な措置を講ずるものとしたしております。

第五に、国は、支援対象地域及び支援対象地域以外の地域で生活する被災者、支援対象地域以外の地域から帰還する被災者並びに避難指示区域から避難している被災者の主体的な生活を支援するため、食の安全及び安心の確保に関する施策、子供の学習等の支援に関する施策、就業の支援に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子供に対する支援に関する施策等、必要な施策を講ずるものとしたしております。

第六に、国は、東京電力原子力事故に係る放射性物質による健康への影響に関する調査について、子供である間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者に係る健康診断については、生涯にわたり実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとしたしております。

第七に、国は、被災者たる子供及び妊婦が、東京電力原子力事故に係る放射線による被曝に起因しない負傷または疾病を除いた医療を受けたときに負担すべき費用について、その負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとしたしております。

以上が、本法律案の提案の趣旨及び主な内容であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○古賀委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

た。

○古賀委員長 この際、お諮りいたします。本案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省雇用均等・児童家庭局長高井康行君及び環境省総合環境政策局環境保健部長佐藤敏信君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○古賀委員長 これより質疑に入ります。

○太田委員 民主党の太田和美でございます。改め、この法案の修正協議に御尽力をいただきました皆様方に、心から感謝、御礼を申し上げます。本日、傍聴席に市民の方も来ております。まさにこの法案はこうした皆様とのさまざまな思いを一つにして策定できた法案だというふうにいると、大変感慨深いものがございます。

まず、提出者の谷岡議員にお尋ねをしたいと思いますけれども、とりわけ私は、この法案に対する思い、それは、昨年の十月にチェルノブイリに視察に行つてまいりました。事故から五年後にできたという、いわゆるウクライナのチェルノブイリ法というものに出会いました。

この法律は、まず第一に、事故から五年後でも年間一ミリシーベルトを超える地域を汚染地域に指定し、被災者を法的に定義したこと、そして第二に、安全な地域への移住を希望する住民に移住権が認められる、移住先での住宅や雇用についての支援を受ける権利が明記されたこと、さらに、汚染地域でもそこに住み続けたいという人々に対し、居住リスクがあるということで、居住者への月額支援、そして事業者への月額支援、医療支援などが特恵的に与えられることなど、こういった

ものがポイントになっているのは発議者の皆さんも御存じだと思います。

いわゆるこのチェルノブイリ法というものは、被災者というものを細かく定義して、そして、細かく支援している、生活支援しているということが一番のポイントだったというふうに思っております。避難区域等からの住民への支援はもとより重要でありますけれども、私は、このような法律をつくって、特に、私が今住んでおります福島県の中通り地方など、低線量被曝のリスクを抱えながら住み続ける人々の支援も強化する必要がある、そのように思つて、私も民主党のワーキングチームの副座長としてこの法案の取りまとめにかかわつてまいりました。

こういった形で、各党が合体して、与野党一致でこの子ども被災者支援法ができたことは大変大きな意義がありますし、発議者の皆様方、与野党協議に当たつた皆様方に、改めてこの御努力、被災地の議員として心から感謝、御礼を申し上げます。

ただ、若干残念なことがあります。この法案がプログラム法というふうになりました。当初、民主党が踏み込もうとしていたものは、支援対象地域への具体的な支援メニューが法案に明記されなかったことというのが、私、個人的に若干残念に思つております。

具体的には政府の今後の検討に委ねるというわけでありませうけれども、民主党のワーキングチームの事務局長として、当初のチェルノブイリ法のような立法を目指した谷岡議員に対して、この法案に込めた思いを伺いたいと思つてます。また、その観点から、今後の政府の検討に対する注文などがあればお伺いしたいと思います。

○谷岡参議院議員 太田議員にお答えいたします。

本日に太田議員におかれましては、福島県選出の議員として、この法案、そこに寄せられる人々の期待であり、そして思いでありというものを毎回代弁していただいたというふうに思つておりま

して、それがこの法案を生み出した大きな原動力であるというふうに思っております。

この法案に込めた思いでございますが、何よりも、この一年余りにおいて、東電並びに日本の国家の名において、その線引きにおいて主體的な生活を損なわれてしまった人々、その方々を再び人生の再建に当たって人生の主役者の席にお返ししたい。また、多くの線が引かれてしまうことによつて、時には家族、時には近隣者、コミュニティの中でさまざまな線が引かれ、それが溝になっていった。そういう溝をもう一度埋め直したい。

この法案は、人々をつなぐ法案でなければならぬ。この法案は、人々を客体として扱ってきたことから、主体者としての地位、主権者としての地位をお返しする法案でなければならぬという思いでつくっております。

したがって、まず情報をしっかりと与えられること、それにおいて自己決定というものがなされること、それに対して国がしっかりと支援を行うということ、それがこの基本線になっております。それは、具体的な生活上の負担を軽減するということのみではございませんで、心の垣根を取り払われるということが何よりも重要なことだと思っております。

また、具体的なことにつきましては、ただいまのところは、特に子供を中心とした施策が中心となっております。それは、何よりも子供の放射性物質に対する感受性がとても強いということが重要であり、そしてまた、未来の世代を私たちが守らなければならぬというところにあります。しかし、これは始まりの一步であります。まだ私たちがやれていないことは、高齢者が今骨折がふえてしまつていたり、また認知症が悪化したり、さまざまなことを私どもも聞いております。その対策について、この福島以外のところにときにどうするか、また福島以外のところにとらつしやる方々についてどうするか、まだまだ課題は残つていると思っております。もちろん実施をしていただくのは政府でございます。

ですが、私たちは、これを全て政府に委ねつ放しにするつもりはございません。立法者の意思としては、この法案が成立いたしました暁には、私たちは、この法案を産み育てていく者として一緒に活動していこうということは今超党派の議員で相談をしていこうと思っております。

タウンミーティングも聞きたい。また、皆様の声をしっかりと聞いていきたい。具体的なプログラムになっていないということに反対にしっかりと利用して、皆様の声、自治体の声、そういうものがしっかりと伝わって、そのニーズに応じてプログラムが立てていかれる、そんな法律に育ててまいりたいと思っております。

○太田委員 ありがとうございます。

この法案をよりよいものに皆さんと一緒にしていきたいというふうに思いを同じくさせていただきました。

そしてあと、福島県民からすれば、この法案支援対象地域が年間何ミリシーベルト以上のところになるのかということが一番関心のあるところだということに思います。

もちろん、機械的に分けることによつて住民が分断されることは避けなくてはなりません。そして、今の段階で数字がひとり歩きするということはないと思つて踏まえて、あえて言及したいと思つて踏まえて、チェルノブイリ法あるいはICRPや国内法令に照らしても、私は一ミリシーベルト以上というところが支援対象地域になるべきだということに思っております。そうしたところを設定していただきたいというふうに思っております。

そのことにより、そこで、発議者の方には、具体的な数字はお尋ねいたしませんけれども、この支援対象地域の設定についてどのような検討を政府に期待をするのか、そのお答えをお尋ねしたいというふうに思っています。

○谷岡参議院議員 お答えいたします。ICRPは、皆様も御存じのように、一般市民

の年間の被曝量を一ミリシーベルト以下ということとを推奨いたしております。と同時に、事故後におきましては、言つてみれば移行期間というものもを認めておまして、現実的な対応をするべきであるということも言っております。この二つを考えた方がよいと思っております。

同時に、できるだけ一ミリから二十ミリの中で低い方を選ばなければならぬということも書いております。現在の二十ミリの数値というのは一ミリから二十ミリの中で一番高いところをとつているということ、特に、三倍から四倍の感受性を持つと言われている子供にとっては全く望ましい状況ではないというふうに立法者たちの意見として考えております。

そこで、今後の問題でございますが、これは地域によつてもいろいろあるかと思つて、基本的なものを、これから自治体であり、そして避難していらつしやる皆様であり、残つていらつしやる皆様、そういう方々の御意見というものはしっかりと聞きながら、そこで考えていかなければならないと思つております。この法律をきっかけに、ともに考える、ともに一番いい形を生み出していく、この放射性物質が環境内にあるという状況の中で、私たちがどのような形で力を合わせていくのかということについて、やはりしっかりと、みんなが車座になつて話し合うことができるような状況というものをつくつていかなければならないと思つております。

政府におかれましては、その声をしっかりと聞いていただきたいと思つております。再びこの法律がまた人々の中に線を引くことにならないように、どの単位で人々を分けていけばいいのか。例えば、それは小学校区なのか、あるいは字単位なのか。どういう形でやるのが人々に受け入れられ、そしてみんなに喜ばれる法律になるのか。その辺は丁寧な形でやつていただきたい。また、そういう声を反映していただきたい。私どももしっかりお手伝いをしてまいりたいというふうに思っております。

○太田委員 次に伺いたいと思つております。ちよつと時間がないので早口になりますけれども、この法案の第八条、第九条で、家族と離れて暮らすことになった子供に対する支援に関する施策を講じるものとするというものが盛り込まれております。

福島県では、今、離れて暮らす家族と会う際にかかる旅費、ここに大変負担がかかるというような切実な声も聞かれています。どのような支援策が必要かと考えておられるのか。本来であれば、事故が起きなければ、こうした家族離散することがなかったはずであります。今こそ、一番は力を入れていかなければならない、そうした家族のきずなのところに切り込みを入れていきたいというふうに思っておりますので、そういったところを発議者の方にお伺いしたいというふうに思つております。

○増子参議院議員 太田議員にお答えを申し上げます。

今御指摘のとおり、家族と離れて暮らすことになった子供への支援に関する施策としては、具体的にどのようないし施策を講ずるかについては、被災者の意見や地元の見解を反映しつつ、国民の理解が得られる形で仕組むことが必要だと考えております。

この考えのもと、例えば御指摘のありました、家族に会う際にかかる費用の負担を軽減する措置、これは現在、賠償で月一、二回程度は認められておりますが、十分ではありません。全国、それこそ北は北海道から南は沖縄まで、家族が離散しているという状況を考えれば、これでは十分でございせんので、十分これらを考える措置もしていかなければならないと私どもは考えております。

また、家族と離れて居住することに対する不安や寂しさを解消するために、子供たちの将来に対応して大変さまざまな課題が出てまいりますので、これらについても、通信費用の軽減やカウンセリング、心のケア、子供たちが集まつての催し

物の実施など、そして何よりも、ある意味では住環境の改善ということも極めて重要な問題だと私もは考えております。

これらの適切な措置が講ぜられるものと考えておりますので、この辺はよく地元や被災者の皆さんと相談しながら、適切に対応していきたいと思っております。

○太田委員 ありがとうございます。

最後に、復興大臣にお尋ねしたいというふうにしてあります。

福島県は、原発事故を逆手にとり、全国に誇れる健康長寿県を目指す、そういう考えでござい。政府も、復興再生基本方針で同様の趣旨を盛り込む方向と伺っております。

ところが、この具体策について、私も各省市、いろいろなところにレクをお願いするんですけども、どこに頼んでも司令塔はどこのかわからなくて、たらい回しにされているような状態でございます。県任せにすることでではなくて、やはり国として福島県の健康づくりに責任を持って支援するという決意をお伺いしたいというふうに思います。

この法案についても、私のところに昨日、双葉町村会から法案修正の要望なども送られてきました。医療費減免の対象を妊婦や子供に限らず大人に広げていくべきなどというものがございました。それほど福島県の健康の不安というものが大きいということでございます。

そのことを踏まえて国としての行動をしてもらいたいというふうに思っておりますけれども、復興大臣、いかがでしょうか。

○平野(逓)国務大臣 今委員から御紹介がございましたけれども、政府では、福島復興再生基本方針の策定を進めておいて、その中で、福島復興及び再生の目標として、安全で安心して暮らすことのできる生活環境の実現を掲げております。

この目標の実現に向けましては、厚労省、厚労省では心のケア等々も含まれます。小学生、中学生

の心のケアについては文科省も参画をいたします。あるいは健康管理、これは今の規制庁法案ができませんと環境省が主体的に取り組み形になりませんが、いずれ政府の施策を総合して取り組むということになりまして、その全体的な調整、統括というのは復興庁が担当するということになりまして。

ちなみに、健康長寿県ということにつきまして、これはあくまでも福島県の独自の取り組みでございますから、これについて国がどうのこうのというわけにはなかなかないということになります。

ただ、一般的な今回の原発の事故に関連した健康管理、心のケアも含まれますけれども、医療体制の整備、これにつきましては、国が万全の体制で支援をしていくこととございます。

○太田委員 ありがとうございます。

大臣、しかし、この法案で、基本理念のところ、外部被曝及び内部被曝に伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるように最大限の努力がなされるものでなければならぬということ、そして、この法案の中には、政府は基本方針を定めなければならないということになっております。

やはりそういった意味で、不安を解消するためには、福島県は本当に事故後でも健康になったということがそうした不安を解消する一番の手段であるというふうに私は思っておりますので、その辺のところを政府としても最大限の努力をお願いいたしまして、私の質問を終了とさせていただきます。ありがとうございます。

ありがとうございます。

○古賀委員長 次に、吉野正芳君。

○吉野委員 自由民主党の吉野正芳でございます。最初にこの法案を見たときに、名称です、福島の名前がないんです。本当に、提案者の皆様方、福島県のことを思って、風評被害を少しでもなくそう、そういう思いがこの法案の名前にあらわれて

私は、いろいろな人に言うんです。みんな、福島事故、福島原発と簡単に言うんです、でも、そのことがいかに福島県の方々、特に商売をなさっている方々に風評被害という圧力で苦しめているか。いろいろなところで聞きます。そういう中で、法律の名前に、東京電力原子力事故、福島の名前が入っていません。本当に心から感謝を申し上げます。

さて、質問をさせていただきます。

先ほど太田議員も、チェルノブイリ法、これをお話しになりました。まさにこのチェルノブイリ法の精神を盛り込んだ法案だというのが私の印象です。

というのは、自分で選べるんです。ここに住むか、またほかに住むか、全部自分の意思で選べる。そして、どこに行ってもそこへの支援をしていく。そういう考え方でありますので、その辺、チェルノブイリ法をどのように参考にしたのか、森議員、お答えいただきたいと思っております。

○森(ま)参議院議員 吉野正芳委員の質問にお答えいたします。

御指摘のとおり、この法案の検討に当たっては、チェルノブイリ法を参考にいたしました。住民に、移住を希望する方には移住の費用、それから移住先での住宅の確保、雇用の支援、これを受けることができます。また、残ることを選択した、居住を希望する住民に関しては、居住し続けることに一定の健康上のリスクがあるという考え方のもと、医療支援などの保障を受けることができることになっております。さらには、避難先から帰還をしていく場合もござい。この帰還者の方にしても、自分の意思で選択をし、選択をした上は支援をしていくことになっております。

ただいま南相馬市の小高区は避難地域解除されました。帰還ができることになっておりますが、生活することが大変困難であることが指摘されておりますので、この法案を活用して支援していきたいかと思っております。

○吉野委員 そうなんです。行政の押しつけではなくて、そこに住んでいる、避難している本人の意思で自分の生活を選べる、そしてそこへの支援、本当にすばらしい法律だということに思っております。

読んでいて、ちょっと疑問というか、教えてください。支援対象地域、ここで、放射線量が一定の基準、住めるというか、政府が避難の指示を解除できる基準を下回っても、一定の基準以上の地域という形で、具体的にどうなんだということをお聞きしたいと思っております。

○森(ま)参議院議員 これについては、ほかに質問が同様のものが出ておりましたけれども、本法案はプログラム規定でござい。数字については条文上規定をされておられません。

具体的にどの地域を支援対象地域に設定するかにつきましては、今般の原子力発電所の事故に係る放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないという認識のもと、多様な事情を総合的に勘案して決めていく必要があると思っております。被災者となり得る住民等の意見を聞きつつ、国民の理解が得られるような基準を今後具体法で設定していくことが重要であると考えております。

○吉野委員 立法者のイメージとして、例えば福島県全部入るような、そんなイメージで一定の基準というものを設けたのか。それとも、厳しくというか、一定の基準以下のところはだめだ、福島県であろうともだめだよという形で設定したのか。その辺のイメージを、思いを述べていただきたいと思っております。

○森(ま)参議院議員 提案者の一人であり私個人の意見でございますけれども、福島県は全地域含まれるという考えでございます。

さらには、福島県の外、他県につきましても、放射線の非常に濃い地域もござい。さまざま状況をお勘案して含まれていくべきという希望を持っております。

○吉野委員 ありがとうございます。やはり、我々福島県に住む者としては、福島県

で線引きをして、ここはいいよ、ここはだめだよ、これはもう争いのもとになるわけですから、思いとして、福島県は全部入るといふ、そういうことの立法者の意思を、いわゆる執行する政府は尊重していただきたいと思ひます。

先ほどまた太田議員からお話がありました、子供、妊婦の医療費の無料化なんですけれども、双葉郡の町村会からの意見書で三つあります。

第一条、特に子供に限ったのはわかるけれども、やはり大人も含めてほしい、そういうふうには法律改正をしてほしいというお願いが一点です。

二点目は、医療費負担、これも被災者全てに、大人も子供も含めて被災者全てに医療費の減免もしてほしいというお願いです。

三番目に、これは十三条の三項のところなんですけれども、放射線に起因するところを、なかなか原因がわからないというふうには理解していませんので、明らかに起因しないものというふうには言葉を変えてほしいという意見書がきのう届いていますので、提案者の方でもし直せるのならば、これを吟味して、修正なり、また見直し事項なりをつけていただきたいと思ひます。

そこで、子供に限ったことはわかります。私も女の子の孫がおられますし、福島いわきで生まれたんですけれども、ずっと今住んでいますから、将来なかなかお嫁にも、実は、ある仮設で五十歳の奥さんが、十九歳の娘がお嫁に行けない、娘さんもお嫁に行かれないと、だから私は孫が見られたいと言つて涙をこぼしながら私に訴えた例がございます。こんなところも、将来に対する不安を解消するためにも、一生涯医療費無料化というのはいいんですけれども、大人のところもこれから考えてほしいなというふうには思ひます。

先ほど谷岡先生の答弁の中で、始まりの一步だと言葉がございました。まさに始まりの一步で、この法律ができたなら、大人も含めた被災者全員に医療費の無料化をしていくんだというふうなことをぜひ、私も含めてですけれども、我々立法者としてつくつていきたいと思ひますけれども、

いかがでしょうか。
○森(ま)参議院議員 私のもとへも、双葉町村会と浪江町長から同様の要望が届いております。

また、本日と昨日の朝日新聞の一面に、アメリカのモニタリングによる実測値の汚染地図が当時、避難民に示されなかったという記事が載っております。つまり、第一原発の北西方向、浪江町や飯館村を含む三十キロ超にわたり、一時間当たり百二十五マイクロシーベルト、この線量は八時間間で一般市民の年間被曝量の限度を超える数値でございます。浪江町の方々は、八時間で限度を超えるところに六日間滞留しました。避難の経路を示されず、津島支所に向かつて行つたからです。

飯館村の方々は、一カ月後の四月二十二日になるまで避難指示がされませんでした。

そういったことを勘案いたしますと、特に浪江町や双葉町村会の要望は根拠があるものだというふうには考えております。ですので、大人を含めた医療費無償化に向けての私たちの試みを加速させなければいけないと思つております。特に、このきのう、きょうの新聞記事は、今までのSPEEDIの試算値と違って実測値でございますので、大きな意味があるものと思つております。

そこで御答弁をいたしますと、御指摘の十三条三項では「被災者たる子ども及び妊婦」という文言になつておりますが、その先を読みますと、「その他被災者への医療の提供に係る必要な施策」というふうな定められておまして、「この部分は、子供、大人を区別しておりません。ですので、現行のこの法律のままでも、大人の医療費を減免する施策が講ぜられることができる」と私は解釈しております。

○吉野委員 法律にそのように書いてあれば、きちんと政府の方でも、立法者の意思として、大人も含めた医療費減免、これを考えていってほしいと思ひます。

実は、我々、福島特措法をつくりました。そのときに、六十五条で、将来健康被害が発生した場合、保健、医療及び福祉にわたる措置を総合的に講ずるために必要な法制上または財政上の措置を講ずるものとする、こういう規定が六十五条に書かれております。

だから、将来、放射線の影響で病気になつたらこれで担保されるということをつくつたんですけれども、立証責任なんです。福島特措法は、立証責任が自分にあるというふうには解釈されているんです。やはり立証責任が自分にあるということではなかなか厳しいものがあると思うので、その辺は、皆さんの法律はどうなっているんでしょうか。

○森(ま)参議院議員 この点が、私たち野党案の一番こだわった点でございます。自民党を初めとした野党の子ども救済法と民主党さんの被災者支援法が合体してできたこの法案でございますが、野党の子ども救済法で絶対譲りたくない、十三条の立証責任の部分でございます。

これは、立証責任を国にあるという意味で定めた条文の文言でございます。ですので、当時子供だった方々が将来大人になつた場合も含めて、結婚するときも、就職するときも、その後も、一生涯医療費を無償または減額していただける。そのときに、病気になるましたよ、けがをしましたよ、それがこの原発事故に起因するものだという事を自分が立証しなくてもいいんです。病気になつたという事実だけでいいんです。病院にかかれば、国が裁判で立証してください、その病気が原発事故と関係ないですよということを立証してくださいという部分です。この部分は、政府の方にも確認をいたしました。

先ほど答弁漏れがございましたが、この件に関連します。

つまり、起因しないという言葉に、明らかに起因しないというふうな、「明らかに」の文言をつけてくださいという双葉町村会からの要望があります。

これは、私たち野党案に最初からついておりました。明らかに起因しないものを除くというネガティブリストならば私たち最後は妥協しますというふうには言つていたんですが、民主党、政府の方々が、明らかに起因しない部分は削つてくれというふうに言つてきました。そこで、私たちは質問をしたんです、明らかに削つた場合と削らない場合で、国に立証責任があるということが変わりますか。そうしましたら、民主党、政府側のお答えは、変わりません、国に立証責任がありますということでございます。

私たちは、それが確認をできましたので、明らかに削つても、この法案を成立させることができるならということでも合意をいたしました、そういう経緯でございます。

○吉野委員 一番はそこです。立証責任がどこにあるか。福島特措法の場合は立証責任は個人にあるということだったので、本当にそこまで気がつかなくつた私、自分の不徳の、至らなさを責めるわけですけれども、よくぞここまで皆さん頑張つてくれたということで、うれしく思ひます。

それで、福島県は、十八歳未満の医療費の無料化が十月から始まります。いわきは七月から始まります。この制度は十八歳未満ですから、十九歳になつて、今度の皆さんの法律に基づいて医療費無料化になると思つていただければ、病気がかかるとか、外れるものが出てくるのかな、対象のものと同じじゃないとちよつとつながっていかないと思つていただければ、その辺はいいかなんでしょうか。

○森(ま)参議院議員 私たち立法者の意図としては、対象から外れるものがあるとは思つておりません。全く同じであるというふうには考えております。

○吉野委員 あと、医療費の減免という言葉なんです。減らす、減じるものと、免する、ただにするというのと二つあるんですけれども、どういふことなんですか。減するものか、どういふ場合で、免するものか。減する場合なのか、お答え願ひます。

○森(ま)参議院議員 立法者の意図としては、福島県の免除、これを後退させることはあり得ない

うふうには言つていたんですが、民主党、政府の方々が、明らかに起因しない部分は削つてくれというふうな言つてきました。そこで、私たちは質問をしたんです、明らかに削つた場合と削らない場合で、国に立証責任があるということが変わりますか。そうしましたら、民主党、政府側のお答えは、変わりません、国に立証責任がありますということでございます。

私たちは、それが確認をできましたので、明らかに削つても、この法案を成立させることができるならということでも合意をいたしました、そういう経緯でございます。

○吉野委員 一番はそこです。立証責任がどこにあるか。福島特措法の場合は立証責任は個人にあるということだったので、本当にそこまで気がつかなくつた私、自分の不徳の、至らなさを責めるわけですけれども、よくぞここまで皆さん頑張つてくれたということで、うれしく思ひます。

それで、福島県は、十八歳未満の医療費の無料化が十月から始まります。いわきは七月から始まります。この制度は十八歳未満ですから、十九歳になつて、今度の皆さんの法律に基づいて医療費無料化になると思つていただければ、病気がかかるとか、外れるものが出てくるのかな、対象のものと同じじゃないとちよつとつながっていかないと思つていただければ、その辺はいいかなんでしょうか。

○森(ま)参議院議員 私たち立法者の意図としては、対象から外れるものがあるとは思つておりません。全く同じであるというふうには考えております。

○吉野委員 あと、医療費の減免という言葉なんです。減らす、減じるものと、免する、ただにするというのと二つあるんですけれども、どういふことなんですか。減するものか、どういふ場合で、免するものか。減する場合なのか、お答え願ひます。

○森(ま)参議院議員 立法者の意図としては、福島県の免除、これを後退させることはあり得ない

と考えております。ですので、福島県外の方の医療費で減額される場合もある、そういう意味でございます。

○吉野委員 わかりました。

それでは、区域内で生活する人たちへの支援、ここにちよつと移っていきたいと思います。

ここで医療の確保というふうに書かれていますけれども、これは具体的に、病院があつて、薬屋さんがあつて、そこに行く交通手段もあつて、初めて医療が確保されるというふうには私は思ふんで、例えば広野町を例にとると、お医者さんも薬屋さんも経営的に成り立たないですね、人が来ないですから。その辺はどう維持していくのか、そこまで含めてちよつと教えてください。

○森(ま)参議院議員 まさに、病院の経営が成り立たないと、病院が潰れてしまう。そうしますと、帰還をしても医療の支援を受けることができないわけですから、病院の経営支援ということも視野に入っております。

相双地域を含む被災病院の協議会から、悲痛な要望が来ております。東電からの賠償が大変低額で遅い、そしてそれに対して通常どおり課税をされてしまうので、もう経営がもたないという声があります。そういう病院をしっかりと支えて、被災地の皆様は医療の支援を確保していただけるようにすることとまで、この法案は目的にしております。

○吉野委員 そこが一番大事で、医療施設があるにもかかわらず、やはり経営的に成り立たないから撤退してしまうということのないように、そこは、政府も、立法者の意思を体して、経営的に成り立たない医療施設であつても、例えば広野とか橋本とか川内村にはきちんと、経営を維持できるような、そんな支援をしるというのがこの法律の目的なものですから、大臣、この点についていかがでしょうか。

○平野(達)国務大臣 委員が特に後段で触れられた例えば双葉郡もこれから帰還の作業に入つてまいりますけれども、その場合に、医療のサービス

の確保、どのように提供するかということは必須の課題でございます。

今の委員の趣旨、それから今回の立法者の意思を尊重して、適切にしっかりと対応してまいりたいというふうにして思っております。

○吉野委員 時間も参りましたので、本当にありがとうございます。皆さんがこの法律をつくってくれたことに感謝を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○古賀委員長 次に、高木美智代君。

○高木美智代委員 公明党の高木美智代でございます。

まず初めに、本法案をお取りまとめになられた関係者の皆様から御礼を申し上げるものでございます。

先ほど来、プログラム法というお話がございました。それをどのように実効性を持たせていくのか、理念法で終わらせずに、今全国の被災している方たちが期待をしておられるような、そういう法律に磨き上げていくか、私は、この質疑はまだ必要であると思っております。きょうは、そのために何点か質問をさせていただきます。

持ち時間が短いもので、大変恐縮ですが、簡潔な答弁をいただければありがたいと思っております。

まず、参議院で先議をされました、第十三条第二項の健康調査につきましては、福島復興再生特別措置法と比較をしますと、一つは、国の責任で県外の方にも同様の健康調査が行われるべき、また二つ目に、少なくとも子供に対しては生涯にわたつて調査が行われるよう国が財政措置を行うべき、こうしたことが明確になったと認識をしております。

また、現在、県の自治事務で行われています福島県民健康管理調査につきましても、実施主体の変更を検討する必要性が答弁されているようにございますが、この理念法を実施法として一つ一つ

確立していかなければならないと考えます。

まず、提案者にお伺いいたします。

今後の進め方につきまして、どのようにすべきとお考えなのか、見解を求めます。

○加藤(修)参議院議員 今回の法案作成の過程におきまして、提案者としていたしましては、健康調査は国の責任をさらに明確にすべきと考えているところであります。

どのようにして健康調査をより確実に行つていくかを話し合うに当たりまして、当初の野党案であります子ども・妊婦保護法案とセットにいたしました。実は野党六党は、平成二十三年東京電力原子力事故に係る健康調査等事業の実施等に関する法律案、これを参議院に既に出してあります。このいわゆる健康調査等法案は、健康調査等事業を法定受託事務として実施するものでございますが、現時点においては一つの実施法案として示されているところであります。たまたま台として国会で御審議をいただくことによりまして、福島の方あるいは被災者の方、何よりも子供の健康を守るという取り組みを進めていただきたい、このように考えている次第でございます。

○高木美智代委員 ありがとうございます。

重ねてお伺いいたします。

私も、昨年の七月からですが、我が党は県の担当を決めまして、福島に月二回、今もずっと通わせていただいております。いただいた御要望の實現、一つ一つともかく関わらせていただき、お返事をさせていただきます。

そこで、福島の特措法のときもそうでしたが、やはり国の責任を法律で明確にしまして、誰が責任を持つてやるのか、これをはっきりいたしませんと、どうしても国というのは、恐縮ですが、譲つて譲つて、誰かがやるだろうというそのすき間にいろいろなものを落とし込んでしまうという傾向性もあります。

具体的に進進に当たりましては、復興庁、文科省、厚生労働省等々、多くの関係省庁が関係しております。また、この施策をどこの省庁が中心となるのか、見解を伺いたいと思います。

こういいますのは、やはり施策の責任主体となる主務官庁がはっきりしませんと、法律案でさまざまな、基本方針の策定も書かれていまして、それに基づいた施策実施に至るまでに実効性が弱まってしまうのではないかと懸念があるからでございます。提案者に答弁を求めます。

○加藤(修)参議院議員 お答えいたします。

この法案において、主務官庁、主務大臣を明記しなかつた理由ですが、まず、政府全体で取り組んでいただきたい、そういう思いが一つはございます。また、法案に規定している施策は多岐にわたつておりますものの、個々の施策の内容から所管する官庁や中心となる省庁は明らかにするため、特に主務官庁を明記しなくても足りる、このように考えた次第であります。

もつとも、基本方針については、復興庁が、東日本震災復興基本法第二条の基本理念の通り、主体的かつ一体的に行うべき東日本震災からの復興に関する行政事務の円滑かつ迅速な遂行を図ること、これを任務としておりますし、中心的な役割を果たしていただきたい、このように考えております。

また、この法案に規定しました施策の重要性からすれば、実効性が弱まることがあつてはならないと考えておりますし、そのためにも、この法案が成立した暁には、具体的な措置が関係省庁によって適切に行われることになるか国会がやはりチェックをしていかなければいけない、また、政府へ働きかけを行つていくことが極めて重要である、このように考えているところでございます。

○高木美智代委員 提案者にもう一回確認なんです、基本方針をつくるということとは、その後の実効性も、先ほど加藤議員がおっしゃったように、チェックをするという機能ももちろんあわせ持つ

わけでございます。当然その中心官庁というのは私はやはり復興庁が担うべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。加藤議員にお伺いします、それでよろしいですか。

○加藤(修)参議院議員 そのようでございます。○高木(美)委員 今回の提案者からの答弁を受けて、政府の見解を平野大臣に伺いたいと思っております。

○平野(達)国務大臣 東日本大震災からの復興に向けての基本方針、あるいは先般お決いただきました福島特別措置法に基づく基本方針、これは復興庁がまとめております。復興庁が、まとめる際には各省の施策を統合する、意見を聞いてそれを統合するということが基本方針をまとめております。

今回の法律も、これが成立をするということであれば、私も、復興庁がまずこの基本方針を定めるということになるんだらうと想定をしております。

これはもう言うまでもなく、あらゆる施策、国を挙げて、政府を挙げて取り組むということですから、各省が持っている施策を責任を持って実行してもらい、そしてその全体の調整は復興庁が担う、この構図は、津波、地震地域の復興、それから福島再生特別措置法でも変わりがありません。この法律もそういう形で運用していくのがよろしいかなというふうに思っております。

○高木(美)委員 どうぞよろしくお願いいたします。

次に、基本理念について伺いたいと思います。第二条第四項におきまして、「被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない」とありますが、具体的に、提案者である加藤議員はどのようなことを想定されているのでしょうか。

○加藤(修)参議院議員 御指摘のとおり、被災者に対する差別の防止が課題となっております。この法案の施策を講ずる中でも、いわれなき差別が生ずることのないよう配慮をされる必要があり

ます。

例えば、この法案では、支援対象地域からほかの地域に移動する被災者、あるいは避難指示区域から避難している被災者に対し、移動とか避難先の地域での生活を支援するための施策を講ずることとしておりまして、当該施策を講ずる上では、その移動、避難先の地域の住民、地方公共団体の協力が不可欠であります。そういった協力を得るためには、いわれなき差別が生ずることのない環境をつくっておく必要が当然でございます。こうした考え方を明確に示すため、第二条第四項を規定することとしました。

この法案の各種の施策は、同項の基本理念に即したものであるように講ぜられることとなりますが、特に第十八条では、放射線等について国民の理解を深めるための施策を講ずるものとしており、これは差別の防止に資するものであると考えております。例えば、学校教育における放射線に関する教育やあるいは人権教育の推進など、必要な教育及び啓発を行うことが考えられます。

○高木(美)委員 ありがとうございます。かつて私も、ウクライナからいらした学識者の方と懇談をしましたときに、風評被害などのように聞かれたか、このことを率直に伺いました。一つは、徹底した放射線教育です、正しい知識をともかく与えてもらいたい、もう一つは、マスクの誤った報道に対して徹底して聞かれたこと、この二つを述べていらつしやいました。

やはり、第二条のいわれなき差別を防止するためには放射線教育が不可欠であると思っております。第十八条では、放射線に関する学校教育、社会教育を含めた施策についての規定が盛り込まれております。

政府の取り組みの現状と今後の対応につきまして、きょうは平野文科大臣にもお越しいただきまして、大変短時間で恐縮ですが、簡潔な答弁を求めます。また、環境省からも副大臣にお越しただいておりまして、簡潔な答弁を求めたいと思っております。

○平野(博)国務大臣 今、高木先生からお話がございましたが、特にそういう人権問題、差別、こういうことが起こらないようにするためにも、しっかりと正しい認識を持ってもらう必要がある、こういう観点から、放射線教育に関する現実は今どうなっているんだ、こういう御質問だと理解をいたします。

放射線に関して差別を受けることはあってはならない、こういうことで、児童生徒を初め国民全体が放射線について正しい知識を持つことが極めて重要でございます。

文科省としては、放射線に関する教育については、新しい学校学習指導要領の理科において、放射線の性質と利用について新たに示し、全国の学校で平成二十三年度から指導をさせていただいているところでございます。また、文科省として、例えば放射線について正確な知識を学ぶための小中高等学校における児童生徒用の副読本を作成し、配付をさせていただきます。基礎知識のみならず、放射線等の人体への影響、放射線や放射性物質から身を守る方法などについて学ぶことができるようにいたしております。

さらに、教育委員会等に対し、被災した児童生徒を受け入れる学校において、当該児童生徒に対する心のケアや当該児童生徒を温かく迎えるための指導上の工夫、保護者、地域住民の方に対する説明などが適切に行われるよう、いじめの問題などを許さないように、問題を生じさせないように要請をいたしております。

○横光(副)大臣 お答えをいたします。

この法案の第十八条に示されております、放射線が人の健康に与える影響等ということでございまして、これは、政府としては、もともと大変重要であると考えております。

今般の原発事故によって、原子力被災者初め多くの国民が健康不安を感じておりまして、こういった健康不安への対策を確実にまた計画的に講じていかなければなりません。それを目的といたしまして、環境省を中心として、細野環境大

臣を議長として、関係省庁の皆様方の御協力をいただきながら、原子力被災者等の健康不安対策調整会議なるものを設置いたしました。そして、そこにおきまして、去る五月三十一日に、健康不安対策に関するアクションプランを決定したところでございます。

このアクションプランの重点施策として四つ掲げております。関係者の連携、共通理解の醸成、これがまず第一でございます。そして、放射線による健康影響等に係る人材育成、国民とのコミュニケーション、これは非常に重要であると思っております。これが二番目。そして、放射線影響等に係る拠点等の整備、連携の強化、さらには国際的な連携の強化、この四つを掲げておりまして、担当する関係省庁、文科省や厚労省や復興庁やさまざまな省庁が当面の取り組みについて速やかに着手することといたしております。

具体的には、まず統一的な基礎資料の作成、これが第一、そしてまた保健、医療あるいは福祉関係者や教育関係者への研修の実施などを行うことといたしております。こうした取り組みを確実にかつ計画的に実行することによって、原子力被災者を含め、国民全体に対し放射線による健康影響等についての正しい理解を深めてまいりたい、このように考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

私も、放射線教育、そしてまた政府を挙げてのこうしたいわれなき差別が生ずることのないような取り組み、かねてより求めてまいりまして、今このように進められていることを高く評価したいと思います。その上で、さらに実効性を持たせられますように、速やかなお取り組みをお願い申し上げます。

この後、済みませんが、簡潔に加藤議員にお伺いいたします。

まず、この支援対象地域につきましては、ここをどのように設定していくか、ここがこの法律のかなめになっております。この地域、そして地域外の方、またそこへ帰還される方といった構造に

なっておりまして、そうしますと、どの省庁がどのような基準で、またプロセスを経て指定をしていくのか、それが法文には書かれておりませんが、けれども、その理由をどのようにお考えなのか。また、この指定に当たりましてはどうかの省庁の省令で定めていくのか、また、指定に当たりましては関係地方公共団体の長からの意見聴取などの必要はないのか、簡潔な答弁を求めます。

○加藤(修)参議院議員 この法案の支援対象地域の設定には、広過ぎず狭過ぎない適切な範囲を地域の実情を踏まえて決定していく必要があると思います。また、この法案は、今般の事故に係る放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に説明されていないという認識のもとにおきまして、いわゆる支援対象地域の設定の基準も、多様な事情を総合的に勘案して決めていく必要があると考えられます。そのために、具体的な基準をどうするかにつきましては、政府で定める基本方針を踏まえまして、政府全体の英知を集め、適切に定められるものと考えております。なお、提案者としてしましては、御指摘のように、いわゆる被災者となり得る住民等の意見を聞くほか、関係地方公共団体の長から意見を聞くなどにより、国民の理解が得られるような基準を設定することが重要だと考えております。

○高木(美)委員 ありがとうございます。基本方針につきまして、二問まとめてお伺いしたいと思っております。一つは、基本方針につきまして、閣議の決定を求める必要があると考えますが、いかがでしょうか。その方が基本方針に係る国の責任を明確にすることができると思っています。それからもう一つは、作成するに当たりまして、関係行政機関の長と協議する必要があるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。○加藤(修)参議院議員 提案者としてしましては、内閣としての意思決定と責任をやはり明確にするべきである、そういうふうを考えております。

で、基本方針については閣議決定を経ることが望ましい、このように考えております。

また、後者、二番目でございますが、基本方針の取りまとめについては復興庁で行うことを想定しておりますが、基本方針に定める事項は非常に多岐にわたります、複数の行政機関の所掌事務に関する事項が多いことから、基本方針の作成及び変更に当たっては、御指摘のように必要に応じて関係行政機関の間で調整が行われる、このように考えている次第であります。

○高木(美)委員 ただいまの質問につきまして、平野大臣からも答弁を求めたいと思っております。

基本方針についての閣議決定、また作成に当たつての関係行政機関の長との連携でございます。

○平野(達)国務大臣 この法案の趣旨、それから法案提出者の意向、そしてこの委員会での議論等々を踏まえまして、きちんと対応したいというふうに思います。

○高木(美)委員 最後に、経産省の北神政務官に伺います。

本法案では、東電に対して費用についての求償規定は、国はできると書いてありますが、東電に対する協力措置規定はありません。汚染状況の調査とか、また除染の実施などに当たりまして当然協力が必要になると思っておりますが、この法律が成立したときには、政府はどのようにきちつと取り組むことになるのでしょうか。○北神(大)政務官 結論から言えば、しっかりと協力を要請していきたいというふうに思っています。

これは、閣法で放射性物質汚染対処特別措置法というのがあります、その第五条に、東電みずから誠意を持って汚染状況の調査とか除染をするように規定されておりますし、政府や地方公共団体の協力にも応じなければいけないと義務づけてありますので、しっかりとそれに対応していきたいというふうに思っています。

○高木(美)委員 ありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。

○古賀(委員)長 次に、高橋千鶴子君。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

本日は、法案をまとめていただきました関係議員の皆さんに心から感謝と敬意を申し上げます。本日は、立法者の意思が現実のものとなって生きるように、その気持ちで質問をしたいと思っておりますし、今後も取り組んでいきたい、このように思っております。

最初の質問は、先ほど高木委員の質問の中でお答えになっていたのかと思うんですが、改めて確認をしたいと思っております。

といいますのは、本法案の主務大臣が誰かということですが、明記をしていないわけですね。そして、中身が、いろいろなものが盛り込まれておりますので、関係省庁はいろいろあるだろう。しかし、責任のなすりつけ合いになっては困りますので、最終的には、先ほどの答弁からいうと、復興大臣ということよろしいのかということをお改めてまず提案者に確認いたします。

○金子(恵)参議院議員 高橋千鶴子委員には、私と同じ東北の出身ということがございますけれども、被災者の皆様に寄り添った形で活動していただいておりますことに感謝申し上げます。

今の質問にお答えいたします。まず、基本方針の案の取りまとめにつきましては復興庁で行い、個別の施策につきましては当該施策を所掌する省庁が所管することを考えております。

例えば、六条に定める放射性物質による汚染の状況についての調査等につきましては文部科学省が、そして七条に定める除染の継続的かつ迅速な実施につきましては環境省が、第九条そして十条に定める住居の確保に関する施策につきましては国土交通省が、同じく九条、十条に定める就業の支援に関する施策につきましては厚生労働省が、そして二条のいわれなき差別が生じないための配慮や第十八条に定める放射線と被災者生活支援策

策に関する国民の理解を深める施策については文部科学省や法務省人権擁護局が所管するといったことを考えております。

なお、提案者としてしましては、この法案が成立した際には、各省庁において具体的な施策が適切に行われるよう国会がしっかりとチェックをしていくことにより、法律の実効性を高めていくことが重要であるというふうにご覧いただいております。

○高橋(千)委員 まず、基本方針は復興庁がまとめるということは確認をしたわけですが、諸施策を関係省庁が担当するのはいいんですが、最終的な責任、つまり、基本方針がその後いろいろな省庁にまたがってどうなっていくのかということをチェックしたり進言したりしなければならぬ。復興庁をつくるときに、復興大臣というのはいくら位置づけで、大臣と横並びではないという位置づけでつくったはずであります。

そういうことも含めまして、平野大臣に確認をしたいと思います。

○平野(達)国務大臣 法案が成立いたしましたら、今委員の言った方向で、ぜひ復興庁、役割を果たしたいというふうに思います。

○高橋(千)委員 確認をさせていただきます。ただし、復興庁は十年の期限がついておられるので、終わった後も引き継がれていくのだということとは確認をしたいなと思っております。

次に伺いたいのは、本法案で言う被災者とはどのような人というのかということがあります。

先ほど吉野委員から、福島という言葉をあえて入れなかったんだということがありました。私は、その心情はよく理解できます。そして、参議院の議論を聞いておきますと、避難の権利ですとか帰還をした人たちの支援ですとか、あるいはいわれなき差別の問題、まさに福島の皆さんに寄り添ってつくっているんだなというふうに思っています。

ただ、この法案そのものは、やはり、出発点からいいますと、子供だけでなく大人もそうである、

あるいは福島県だけではなく福島県の外の方も想定しているというふうに思いますけれども、確認をさせていただきます。

○金子(憲)参議院議員 被災者につきましては、法案の第一条において「一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者」をいうこととされております。

この被災者の範囲ですが、これまで施策が講ぜられてきた避難を余儀なくされた者よりも大幅に拡大することとなります。福島県外に居住している者や大人であっても、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住している、または居住していたことがあれば、被災者となっていくこととなります。

また、移動や帰還に係る施策につきましては、福島県の被災者のみを想定しているのではなく、支援対象地域から移動する者または支援対象地域に帰還する者を対象とするため、福島県以外の地域であっても、支援対象地域に設定されれば、移動や帰還に係る施策が講ぜられることとなります。

差別につきましては、福島県の被災者だけではなく、福島県外の放射線量が高い地域に居住し、または居住していた被災者に対する差別の恐れがあります。そのため、福島県に限らず、広く支援対象地域に居住している方々、または居住していた方々に対する差別が生ずることのないような環境をつくっていく必要があるというふうに思っております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。確認ができたと思います。

今の一定の基準以上というのは、では、どこから基準になるのというのが非常にひっかかるどころなんですけれども、これは既に参議院でも議論をしておりますので、きょうはあえて質問をしないうことで、広く対象とするというところで知恵を出し合っていきたいと思っております。

そこで、第三条の原子力政策を推進してきた国の責務、これが明記をされております。なぜ原子力事業者の責任については明記をされないのでしょうか。

○金子(憲)参議院議員 原子力事業者の責任につきましては、原子力損害の賠償に関する法律第三条第一項において「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。」とされているところであり、原子力事業者が第一義的に無過失責任を負うこととなっております。この法案ではこのような理解を前提としておりまして、原子力事業者が責任を負うことは当然のこととして規定しております。

なお、今回の原子力事故につきましては、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられる方々の中には、東京電力による損害賠償の対象となるかどうか必ずしも明確でない方々もおおいでございまして、また、損害賠償の対象となる方であっても、すぐに支払い等が行われず、現に生活上の負担等を強いられる場合があります。この法案は、このような状況の中で、まずは国として国民の生命、身体及び財産を保護する必要があることを定めております。

なお、国の施策の対象となった被害が結果として東京電力に損害賠償を請求し得るものであった場合には、後に適切に求償が行われるべきであり、その旨は第十九条に規定しているところであります。

○高橋(千)委員 今の説明は、原賠法に書かれているから当然のことなんだという説明だったかと思っております。

福島法の最初の案が国の責任さえも入っていませんでした、政府の案がそれに対して、幾ら何でもこれはひどいじゃないかということで意見を上げて、最終的には同じような書きぶりでの国の責任ということが明記をされたわけでありま

す。ですから、私は、当然のことだということをあえて書くことが大事なのではないかということをお話させていただきます。

最初に説明をされた二つ目の質問のところ、決して県内だけではなく、県外の人も含めて移動や帰還の問題がある、あるいはいわれなき差別というものはあるんだというお話がありました。

本当にそうなんだけれども、現実にはあらゆる線に線引きで、福島県内の人や、あるいは福島県のお隣の皆さんが苦しい思いをしています。そのときに、なぜ自分は賠償されないのに川一つ挟んだ向こうはされるんだとか、そういう県民同士の思いがありますよね。でも、それを本当に乗り越えるためには、責任はその線引きをした人たちではなくて国であり東電なんだ、そこが本当に据わっているからこそ、福島県全員に対して謝罪をせよ、あるいは償いをせよということではなかつたか。私は、そういう中で議員立法ですのでもう一声あつてもよかつたかということを一意見として上げていきたいと思っております。

それで、第十三条に、健康影響調査あるいは医療の提供について明記をされております。また、先ほどの説明の中で、立証責任は国にあるんだという御説明もあつたかと思っております。ここで大人に對してはなかなか読み込めないところがあるんですけれども、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○金子(憲)参議院議員 健康調査と医療の提供について、成人についてはどのように考えるか、大人に對してはどのように考えるかというおただしでございまして、健康調査につきましては、低線量の放射線が人の健康に与える影響が科学的に十分に解明されていないことから、支援対象地域に居住し、または居住していた方、避難指示区域から避難している方々、そして、今後健康に影響が出てしまうのではないかと、そういう不安を抱えていらっしゃる方々のためにしっかりと対策をしっかりとっていくべきかと思っております。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。その他

す。そのため、定期的に健康状態を把握して健康管理を行うことでこのような不安を解消することが求められておりまして、また、万が一健康に影響が生じた場合にも、早期発見、早期治療ができるようにする必要があります。第十三条の第二項の

前段は、このような観点から、大人か子供かを問わず、定期的な健康診断など健康への影響に関する調査について国が必要な施策を講ずることを規定しているところでございます。

医療の提供につきましては、第十三条第三項に定める医療費の減免措置を受け得る者は被災者たる子供及び妊婦としており、大人については明記してありません。しかしながら、十三条第三項ではその他被災者への医療の提供に必要な施策を規定してありまして、この規定に基づき具体的にどのような施策が講じられるべきかは、疾病の状況のほか、被災者の意見、また国民の理解が得られる形になっていくかといった視点も踏まえて検討されることとなります。その検討の結果、大人についても医療費を減免する施策が講じられることもあり得るというふうに考えているところでござい

ます。

福島県の双葉地方、警戒区域等の自治体から、医療費負担減免の対象を大人も含めた被災者全てにすべきというよう要望も出されているところではございますが、今後、しっかりとした検討をしていく必要があるというふうに考えています。

○高橋(千)委員 ありがとうございます。その他

供の甲狀腺検査をずっとやっていたるわけですが、五・一ミリ以上の結節や二・一ミリ以上の嚢胞を認めたものが百八十六人、二次検査となりました。ただ、小さなしこりや嚢胞があるとされた子供が一万三千四百六十人、三五・三%にも上るんですね。だけれども、二次検査の必要はない、しこりはあるけれども検査の必要はないという言葉に、母親たちは本当に衝撃を受けております。これではどうしていいかわからないと。

このことは通販雑誌にも載ったわけですから、青森に避難されてきた福島県の親御さんが、自分の子供がどうなのかを知りたいということ、本当にこれでは不安に答えてもらえないということ、本当にこれでは不安に答えてもらえないと、また継続的な検査をしていくことが必要なんだということ、をぜひお願いしたいと思っております。

そして、大人の場合は、今やられているのは本当に部分的な、そして外部被曝だけでありまして、九六・四%の方が五ミリシーベルト未満とあったわけですが、二十五ミリの方もいたわけで、自分たちの党の議員さんも、そういう通知をもらって衝撃を受けているということです。ただし、それは外部被曝だけですので、内部被曝自体も全くわかっていない。そういう中で、不安だけが広がっている。では、自分たちはなぜ診てくれないのか。大人は当然、行動範囲が広いから、そこはちゃんとフォローしていかなければだめなんだということ、を要望しておきたいと思っております。

さて、きょうは北神政務官にも来ていただいておきますので、先ほどの関連なんです、東電の関係で一言、簡潔にお願いいたします。

今、宮城県などで要望が上がっているんですけども、東電の賠償の当事者がどんなことを言っているか。原子力損害賠償支援機構を通して国民の税金による支援を今東電が受けているので、中間指針からはみ出す賠償はできない、こう言っているそうでありまして。これは何か逆さまじやないか。

今、支援機構には既に国民の税金五兆円の交付

国債が入っています。それ自体、我々大問題だと思っておりますが、入っているから賠償できない、それは逆じゃないですか。本当に、中間指針自体がここに書いてある以外もきちんと書いているわけですから、そのようなことは絶対言わせない、そして、しっかりと応えていくというふうな指導をしていただくべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○北神大臣政務官 仮に、東電の担当者がそういった事実があるのであれば、それは言語道断の話でありまして、厳しく指導しなければいけないというふうに思っています。

というの、中間指針というのは、御案内のとおり、賠償すべき損害の中で類型化が可能なものについて類型化しているだけであって、それを見出しているものであっても、個々の被害者の状況をちゃんと踏まえて相当因果関係範囲内で賠償するというのが我々の今までの運用でございますし、今年三月に中間指針の追補というものも公表しましたが、これにもはつきりと明記して、中間指針に載っていないものについて相当因果関係のものについてはちゃんと賠償すべきだということですので、我々は、そこは運用面でも中間指針の追補でははつきりとそういうふうにご案内しておりますし、東京電力にもそのように指導をしていきたいというふうに思っています。

○高橋(工)委員 ありがとうございます。中間指針を直すのが一番いいんです。それが私たちの要望です。宮城県をいわゆる風評被害の中になぜ入れないのかというのが一番の要望です、それは言うておきたいと思っております。

しかし、現場でこのようなことは絶対言わせない。お隣の丸森町は、本当に川を挟んで隣が福島であるにもかかわらず、二十万円の見舞金を出すんだからそれで打ち切りだということ、言っているのか、そういうことがさまざま聞かされてくるんですね。それが皆さんの心を傷つけているということで、お願いしたいと思います。

最後に、平野大臣に伺います。

大臣、六月十五日の記者会見、記者さんから、今議論をしている、議員提案の子ども被災者支援法案について質問をされたのに対して、大臣はどのように答えています。「条文を読む限り、現行で行っている施策と大きな乖離があるとは考えていません。つまり、違わないので、新しい法律をつくっても何も違わないというのであれば、これほど精力的な話し合いをして法案をつくったものを無視したことになるわけですね。

さつき主務大臣は誰ですかという質問をいたしました。何か、第三者的な答弁をしていただようではありませんか、そのような言い分はやはりちよつと適切ではないと思っております。御自身の責任と決意を改めて約束していただきたいと思っております。

○平野(達)国務大臣 福島原発事故に関連しましては、健康管理を含め、あるいはこれから帰還者への支援を含め、それから賠償を含め、政府は今いろいろ観点から支援もしくはやらなければならぬことを実施しているということ、先般申し上げたのは、項目を見る限り、大体政府については各項目についての一応の施策はそろっている。しかし、きょうの議論にもございましたけれども、例えば医療費をどうするか等々の問題、これはまだまださまざまな議論がございます。こういった議論につきましては、今回の委員会で議論も踏まえまして、また、何といたしても、引き続き福島県の状況を踏まえながら、そしてまた立法の趣旨を踏まえながら、是正すべきは是正する、追加すべきは追加する、こういう姿勢で臨んでいきたいというふうに思っております。

○高橋(工)委員 しつかりとお願いいたします。またこのような機会を設けていただくよう委員長にお願いをいたしまして、質問を終わります。ありがとうございます。

○古賀委員 次に、齋藤やすのり君。○齋藤(や)委員 新党きづなな齋藤やすのりと申します。

まず、今回、発議者の皆様におかれましては、政党を超えて、そして、被災地選出の議員だけでは

はなく、谷岡先生もいらっしやいますけれども、地域を超えてこの法案をつくられたことについて心から敬意と感謝を申し上げたいというふうに思います。

本当にこの一年半、私も被災地の宮城県です、被災地の小さな子供を持つお母さん方は大変な心配と不安を抱えながら生活したわけでございます。その不安が少しでもこの法案をもって和らいでくれればいいなというふうに心から思っております。

今回の法案は三つのポイントがあると思うんです。福島県以外の避難されている方が支援を受ける権利を得たということ、それから、土地を離れて決めてください、いずれにせよ、きちんと支援しますからねという被災者ニーズに弾力的に対応しているということ。それから、子供の健康を一生見ますよ、見守りますよ、そういう思いがこもった、すごく優しい気持ちを持った法案なんじゃないかなというふうに私は思います。まさに被災者の声を受けてできた、被災者ニーズをきちんと把握した法案だと思います。

ただ、きょうのこの委員会の中でもずっと言われているように、これを理念だけで終わらせてはいけません。きょうの議論でも終わらせてはいけません、少しでも苦しんでいる方を楽にさせてあげる、そういう実効性のあるものに変えなければいけないというふうに思います。

その大きなポイントになるのが第八条の支援対象地域についてだと思っておりますが、発議者の荒井議員に聞きます。支援対象地域の認定基準というのは、誰がどうやって決めるんでしょうか。

○荒井参議院議員 齋藤先生の三点のポイント、全く同感でございます。そして、それをまた形骸化させてはならないということがポイントですが、今回の与野党の協議、全党が入った協議の中で、やはりなかなか政府の考え方を含めて難しいところがありました。まさにそういうところの御質問だろうというふうに思います。

そのポイントですが、支援対象地域をどうするか、この基準でございませぬけれども、今回の原子力発電所の事故というものは、放射性物質、この放射線が人の健康に及ぼす危険についてはまだ科学的に十分に解明されていないところにさまざま問題も惹起しているわけです。普通、我々福島に生活していますと、低線量、長期被曝、こういう言葉がもう毎日のように使われますけれども、こういういまだに科学的に十分解明されていない状況の中で、どのように、被災されている福島県外の方も含めてこの事態をきちんと捉えて、そして心を込めて手を届かせていくかということになるわけです。

では、どういう地域か、支援対象地域はどこであるかということになりますと、これも与野党で大変協議のあったところでございますが、この基準につきましては、政府で定める基本方針を踏まえて、適切に定めて対応していく、こういうことにはいたしました。これは谷岡発議者初め我々も言っておるわけですが、その基準というものを含めまして、事態に合うように、我々も言葉としていろいろな言葉をつくっておりますけれども、議連とか協議会をつくって、発議者を中心に全党、これらの気持ちをこうした基準の中に盛り込んでいくことが大切であろう、こういうことで、監督、チェックもしていきたいと思っております。

また、一方では、被災者の皆さんからの生の声、あるいは自治体の御意見も十分に聞き、また国民の皆さんの御理解も一方では得なくてはならない。こういうこともありますので、そういったものを勘案しながら、これは政府において決めていきますが、先ほど申しましたように、皆さんと国会でチェックし、また、発議者は議連的なものでまたきちんと実態に合うようにしていきたい、こういう考えでございませぬ。

〔委員長退席、近藤（昭）委員長代理着席〕
○斎藤（や）委員 データが少ないからこそ、やはり最悪の事態というか、危険を念頭にしたこと

対策としてとるのがリスクをヘッジする一番の方法だというふうに思いますので、そこをしっかりと考えなければいけません。

私がすごく心配しているのは、こういった基準を例えば復興庁とか環境省がつくりますと、帰宅の基準が二十ミリシーベルト以下ですから、二十ミリシーベルトという基準になってしまふんじゃないか、そういう心配も私はしております。

低線量被曝の蓄積データは、皆さん御存じのとおり、非常に少ないです。年間百ミリシーベルト以下は安全だと言っている人がいます。しかし、二〇〇五年に米国の科学アカデミーによってつくられたBEIR委員会では、被曝のリスクは低線量でも直線的に存在する閾値はないという報告をしております。低線量でも、晩発性のがんを初め、病気になるリスクを大いに秘めている。

国の危機管理は、先ほどともいいましたけれども、最悪の事態を想定すること、やはりこれを念頭に基準づくりをするべきだというふうに私は思います。特に、全世代平均の四倍も放射線の感受性の強い赤ちゃん、子供、こういった子供たちを二十ミリシーベルトの高線量の場所に住ませるといいます、私はもつてのほかだというふうに思っております。この支援対象地域にしても、やはり年間一ミリシーベルト以上のところにお金は幾らあっても足りないよというのが官庁の理屈かもしれませぬけれども、お金じゃないんです。やはり日本の未来を支える子供たちを守らなければならないことを前提に、私は制度設計をしていただきたいというふうに思っています。

それから、今回の医療の提供の対象が子供と妊婦だけになっています。これはなぜ対象がこういうふうになっているのかというのをお伺いしたいと思っております。

○荒井参議院議員 だけではございませぬ。十三条三項には、「その他被災者への医療の提供に係る必要な施策」とも規定しております。子供や妊婦以外の被災者についてはどうかとい

う点で今お答えをさせていただいているわけですが、この規定に基づいて具体的にどのような施策が講ぜられることが実態に合っているか、まさに先生がおっしゃっているそのとおりなんです。そういうふさわしいものについて、負傷や疾病の状況のほか、被災者の意見、地元自治体の御意見、また国民の理解をいただきながら、いろいろな形で検討されていく結果、子供や妊婦以外の被災者についても、先ほど来から発議者が答えておりますが、医療費を減免する施策が講ぜられるケースもあり得る、このように考えております。

しかし、今回は、明言したのは、特に胎児を含む子供については一番放射線による健康被害、影響を受けやすい、先生がおっしゃったとおりで、我々も認識しておりますので、ここについての、妊婦が医療を受けられるようにし、子供が医療を受けやすくするようにすることで、健康への不安を解消するとともに子供たちの健康管理を行う、そして子供たちの健康被害を未然に防止する、こういったことを考えて、十三条三項の冒頭のところに被災者たる子供及び妊婦について医療費の自己負担を減免するために国が必要な施策を講ずることを明示した、こういうことでございませぬ。

先生の御意見は、けさほど福島県の双葉地方から緊急要望ということで出た御意見でございまして、そういったことも十分勘案して、政府ともども、国の責任は国会の責任でありますから、この法律を生かしていくべきだろう、このように思います。

○斎藤（や）委員 ぜひよろしくお願いします。特に、放射線の疾病というのは、チェルノブイリのデータでもあったように、五年後、特に十年後になってから飛躍的にふえているというのがあります。未然に防ぐということもありますけれども、やはり大人になってからの発症ということも十分考えられると思っておりますので、ぜひこの対象というものをもう少し広げるように考えていただければというふうに思います。

この法案というのは、やはり基準をどう決めるかということが重要なわけなんですけれども、被曝と疾病の関係をどうやって立証するのかということも非常に重要になってまいります。立証責任は被災者が背負うのか、どうやって立証するのか、この点を端的に答えていただけないでしょうか。

○荒井参議院議員 端的という御指摘が非常に難しいでございます。

発議者の一人として私は、この与野党協議で、もう全ての国会議員の気持ちだと思っております、明らかにこの放射線被害、原発災害と無関係である、こういうふうには言えない限りは、明らかに言えない限りは、これはやはり救済してしかるべきです。放射線被害というのは心の被害でもあります。まだ十分に解明されていないところもあるわけですから、それを断じてしまつて、心に、体に変な負担を負っていくということは忍びがたいことですから、大勢の方を救済していこうという国会全体の、きょうお集まりの各党の皆さんのその気持ちでできている法案だということを、まず発議者の一人として私は申し上げておきたいと思っております。

その上で、ガイドラインを定めませんと、お医者さんに診に来てもらつたときに、これは関係する、関係しないということをお医者さん自身も判断できない場合もあります。ガイドラインをつくっていくというところが一つのやり方ではないか、このように考えております。そのときに、今のガイドラインをつくらるときに、そういった各党の気持ちのきちんと反映されるようにしていくということが何よりも大切なことだろうと思っております。

〔近藤（昭）委員長代理退席、委員長着席〕
○斎藤（や）委員 どうもありがとうございます。そのガイドラインを役所がつくりますと、極めて厳しい基準になって、今までも水俣病とかそれから被曝者援護法の仕組みがありました、それで苦しんだ方も大変多いです。荒井先生が今おつ

しゃつたように、やはり政治主導で、少しでも苦しい人を助けるんだという思いを持って制度設計に当たらなければいけないというふうに私は思っております。

○谷岡参議院議員 齋藤委員にお答えいたします。

この問題に関しましては、私たちは三つの方向で考えております。

それは、被爆者援護法というように形で指定されているさまざまな病気、疾病と障害というようなものがございます。これはもちろんカバーされます。

それから次に、方向といたしまして、放射線だけではなくて、事故による生活の激変、例えば運動不足とか、さまざまなものがあろうかと思っております。そういうことが因果関係となつて出ている可能性が高いもの。例えば、骨密度が下がるとかストレスとか、いろいろなこと、肥満等も考えられると思いますが、そういう生活習慣によるものが次に考えられます。

そして三つ目には、この事故を機にして悪化したような、重篤化したようなもの、これは認知症ですとか発達障害等で一番多く見られることなんですけれども、こういうものが考えられます。

この三方向というものを、できるだけ広く、可能な限り広くとって救済したいというのが私たちの思いでございます。ガイドラインはその上に立つてできるものと考えております。

○齋藤(や)委員 ありがとうございます。

その体力不足、運動不足に關してなんですけれども、少し話が変わりますけれども、今回、支援対象地域の子供たちは、国の援助で屋外運動の機会の提供などを受けることができます。今、谷岡先生がおっしゃったことですけれども、今回は原子力事故の被災者が対象の法案なんです。実は、宮城県では仮設住宅に住んでいる子供たちの運動不足が大変今顕著になっておりまして、女川町では、子供の平均よりも一日大体二千歩、歩く量が少ないというデータがありますし、それから福島

県の須賀川では、ある仮設住宅では十人中六人が糖尿病だったというようなデータも出てきております。

この対策について、国はどう考えておられるんでしょうか。

○高井政府参考人 お答え申し上げます。

被災した子供の支援につきましては、平成二十三年度、昨年度の第一次及び第四次補正で、安心子ども基金を積み増しております。その安心子ども基金を活用することによって、御指摘の宮城県では、被災した子供が安全に安心して遊ぶことができる場を提供するNPO等を補助していると聞いています。また、宮城県下の市町村で災害復旧として児童館を整備する場合には施設整備補助金を交付しているところでございまして、これらの施策を通じまして被災地の子供の支援をしてまいりたいと考えております。

○齋藤(や)委員 結構運動不足が顕著になっていきますので、早急にお願いたします。

私の住む宮城県では、放射能に不安を感じて、九州や沖縄に避難されている方がたくさんいます。比較的線量が低いになぜと思われるかもしませんが、政府の情報発信が少なかつたということで、非常に不信感を持たれている。危険なものを安全だと言いつつ続けた政治不信がベースになっています。この法案が被災者の不安を少しでも払拭できればというふうな心から願って、私の質問とかえさせていただきます。

きょうはありがとうございます。

○古賀委員長 次に、阿部知子君。

○阿部委員 社会民主党・市民連合の阿部知子です。

昨年の東日本大震災の中で生じた東京電力の福島第一原発事故から、もう一年以上が過ぎました。そして、今回、参議院の皆様御尽力で、不安を抱える子供を初めとする被災者の皆さんへこうした支援のための立法がつけられたことを、私も心から感謝するものであります。そして同時に、実は、一年以上たちましたと申

し上げたことの中で、未曾有の東京電力の事故がもたらした放射能の飛散というものの、飛び散った放射能というのは、私たちがこれまでの中で想像だにし得なかつた広がりを持っていると思っております。

一点目、お伺いいたしますが、支援対象区域については、いろいろな委員からの御指摘、御質問もありましたけれども、単に空間線量等々だけで必ずしも把握されない、いわゆるホットスポット問題、あるいは、今は川や沼、湖の汚染状況も、全国に広がっていると、言つても過言ではないと思

います。

提案者に伺いますが、一定線量といった場合には、そうした事故が実は非常に大きな広がりを持つたものであり、綿密な計測、空間線量にとどまらない計測が必要であるという御認識でありま

しょうか、お願いたします。

○谷岡参議院議員 阿部委員にお答えいたします。

そのとおりであります。私も、ガンマ線を中心といたします空間線量ということはもちろん重要だとは思っておりますが、とりわけ、子供を含めて、成長期にある子供たちの骨に入りますストロンチウムでありますとか、また肺に入りますストロンチウムでありますとか、そういうものも含めてもつと細かいメッシュで切つていく必要があると思っております。

また、おっしゃいますように、特に河川また海を中心といたしまして、今、底魚と言われているようなもののレベルも上がってきております。これは、底土の土壌の汚染が大変厳しい状況にあるからだとおっしゃっておりまして、ここについてはより一層しっかりとモニタリングをやるとともに、それを国民に提供する義務があるかというふうにも思っております。

○阿部委員 今のような立法者の趣旨を踏まえて、平野文部科学担当大臣にお伺いいたします。この法案では第六条に、放射性物質の種類ごと

のきめ細やかなモニタリングということも規定してございます。これまで文科省が中心になりまして、さまざまなモニタリングの調整をなさつてこられました。今度新たに規制庁が発足するに当たつて、こうした体制のさらなる充実ということも含めて、お伝えになるべきこともありなろうかと思つていますが、その点についていかがでしょうか。

○平野(博)国務大臣 阿部先生にはもうずっとこのモニタリングの問題について指摘を予算委員会等々でいただいております。

今、現実に、モニタリングの実施状況ということで少し触れたいと思つていますが、福島第一原発の事故に伴う放射線モニタリングということで、関係府省、福島県が連携して総合モニタリング計画を打ち出しております。これに沿ひまして、陸域、海域、食品、水環境など、抜け落ちのないよう、いろいろなモニタリングについて着実に進めてきたところでございます。

具体的には、先ほどの議論もございました、モニタリングポスト、いわゆる空間線量の測定、土壌に含まれる核種ごとの放射性物質の分析、河川や海などの水、土に含まれる放射性物質の分析、食品、水道水に含まれる放射性物質のモニタリング等々については、関係府省や福島県と分担をして進めてまいりました。

さらに、放射性物質の拡散、沈着、移行の状況を把握するための調査研究については、昨年六月から第一次調査を実施いたしております。梅雨前後の時期における森林、河川等の自然環境中の放射性物質の沈着状況等々を含めて、ことしの三月に報告書をまとめております。現在、冬季における自然環境中における第二次調査を取りまとめ中でございます。

今後とも、関係府省、福島県等々を含めて、必要な放射線モニタリングを実施する、こういうこととございまして、今、規制庁に、法案を通していただきましたならば、支障のないようにしっかりと引き継ぎをする、このことによつてモニタリ

ングの充実強化に努めてまいりたい、かように思います。

○阿部委員 ぜひ、そうお願いしたいと思

実は、放射能はある県でとまるものでもありません。そして、三百キロ圏に飛散したと言われて、静岡のお茶でも問題になりましたけれども、それをも超えて、今度は水の流れてさまざまに拡散しておりますので、十分なモニタリング体制というのは今後こうした支援対象区域を決めていく際にも不可欠だと思います。

引き続き、経済産業省の北神政務官に伺いますが、きょう、お手元の三枚のうちの一枚目はこの間の推定年間被曝線量の推移ということで、今回、さまざまな指定におけます避難指示解除準備区域の策定に当たって、五十ミリ、二十ミリ、十ミリ、五ミリというようなおのの基準、特に二十ミリシールド以下は先ほどの避難指示解除準備区域となりました。

しかしながら、三枚目のチェルノブイリ法で見ただければわかりますように、チェルノブイリでは、五年たった時点ですが、五ミリシールド・パー・年間以上のところは移住の義務が課せられたところになっております。私は、今の二十ミリで解除をしていくという方針は、この減衰曲線に従いましてまだまだ五ミリになるには年月がある、どんなに除染をされてもこれはなかなか厳しいと思われま

そこで、二十ミリで帰還がかなうというようなメッセージとして受け取られないような、ここはさらにもっと、実はチェルノブイリに学んで五ミリという線もこれからもっと一に近づけるわけですが、そうした安全の側に配慮した考え方をとっていただけるものと思いが、いかがでしょうか。

○北神大臣政務官 先生がおっしゃっていることは、昨年の十二月二十六日に原子力災害対策本部で、年間の二十ミリシールドというものを基準にして、それで住民に帰還をさせていただく準備地

域とするということだと思

チェルノブイリの話も御指摘がありましたが一応この二十ミリシールドの考えというものは、決して素人議論で決めたことではなくて、国際放射線防護委員会、ICRPとか、国際原子力委員会、IAEAとか、こういった議論も踏まえておりますし、内閣官房の中に低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループというものを設けてまして、これは国内外の有識者から成るものでありまして、この中の議論で、ほかの発がん要因によるリスクと比較して二十ミリシールドというのは十分低いものである、こういう評価もいただいております。こういう考え方をやらせていただいているということでございます。

○阿部委員 それはもうのけぞってしまいますね。例えば二十ミリシールドで五年おられたら、実効線量はわかりませんが、概念的には百ミリシールドに五年でなってしまう、生涯を通じて百ミリシールドと一方で決めて、二十ミリシールドで帰れるよというの、やはり何を大事にしているかというところが違っていると私は思います。

一ミリシールドに近づけていくというところ、それから除染の進捗状況もこれから見なければいけません。今の北神さんの御答弁では到底住民は納得し得ない、子供さんなんか抱えていたら帰れませんよ。本当に帰れる体制をどうつくるかでありまして。後ろからお手が挙がっていますが、時間の関係で指摘にとどめさせていただきますと思います。

引き続き、提案者に伺いたいと思います。加藤議員にお伺いいたしますが、我が国は広島、長崎での被爆を経験し、このことについては国が率先して被爆者のための援護法をつくつたりしてまいりました。今回の福島第一原発事故にあつては、福島県に委ね、福島県民の範囲で行われてきたという施策が多かったと思

れていない。健康に与える影響も含めて、今回、参議院においての皆さんの立法趣旨の中ではこのようにお考えになったか。この法律が必要とされる、今回の法が必要とされる根拠でもあると思

○加藤修参議院議員 お答えいたします。第九条の支援対象地域以外の地域に移動して生活する子供及び妊婦の健康診断につきましては、身近に必要な医療を受けることができるようにするために、政府において必要な体制整備を図るとともに、医療機関に対する情報提供を行うことなど適切な施策を講ずることが重要である、このように考えております。

また、福島県以外で支援対象地域に設定された地域に居住する子供及び妊婦に係る健康診断につきましては、現に行われております福島県の健康調査と福島県以外に実施される健康調査の内容が不統一という事態が生じることは好ましいものではないと考えておりますので、そこで、第十三条第二項に基づいて国が適切に必要な施策を講ずることによって、福島県の内外を問わず、被災者は同じ内容の健康調査を受けることができるようになるものと考えている次第であります。

さらに申し上げますと、第十三条の第二項に基づいて行う施策の内容及び実施については、野党としては、これらの健康診断について、福島県の自治事務という現在の健康管理調査の位置づけの見直しを含めて検討されるべきである、このように考えている次第でございます。

○阿部委員 吉野委員の冒頭の御質疑でもありましたが、福島という言葉ではなくて、東京電力の第一原発事故が及ぼしたものについて国がどう対策するかということがみそであると私も思

す。それは福島の皆さんのためにもそうであらうし、これは国策として進めた原子力政策の結果を受けたものでありますから、ぜひ、今の加藤議員の御提案の趣旨を踏まえて、今後の施策を望みます。

最後になりますが、福島第一原発事故の被災者への医療提供体制というもので、これまで行われてきた医療提供体制をさらったものが、私の資料の二ページにございます。実にさまざまな省庁が縦割りで、おのおの連携がとられておられない。例えば、厚生労働省は被曝に関する医療はうちではないとおっしゃいますし、文部科学省は賠償や緊急時被曝医療体制についてだけ、復興庁はワンストップサービス、内閣府は原子力災害対策本部云々、経産省は先ほどの北神さんの御答弁のとおり、環境省がこれからは中心になると言いますが、本当に必要なことは、一人の人間の健康を守っていく総合施策であります。

その意味で、平野復興担当大臣には、もう御答弁をいただく時間がございませんので、先ほど来もし規制庁にそうした健康の管理を含めてのさまざまな被災のケアが委ねられたとしても、復興の中心は命であります。命と暮らしてあります。しっかりと復興の中心としてフォローしていただける主務官庁であることをお願いして、質問を終わらせていただきます。

○古賀委員長 次に、柿澤末途君。

○柿澤委員 みんなの党の柿澤末途でございます。

本法案は、もともと、みんなの党の川田龍平参議院議員が、東大アイソトープ研究所の児玉龍彦先生などと連携してつくり上げた、去年の夏の議員立法、子どもと妊婦を守る法案が、ある種のプロトタイプとなっております。

それが今、かなりの時間と紆余曲折は経りましたが、超党派の議員立法として成立しようとしているのは、その画期的な内容も含め、大変感慨深いものがあります。挙証責任の問題や、あるい

はあらゆる選択をした人への等しい支援が行われるのかどうか、この法案の実効性が上がるか、あるいは言葉だけのものになってしまうか、そういう意味では、政府の履行監視が非常に必要なものでもあるというふうに思っております。

まず、質問としてお尋ねをしたいと思っております。政府の福島の方々に對する姿勢の問題であります。野田総理は、大飯原発の再稼働について、六月八日に記者会見されました。この記者会見での野田総理の言葉が福島の人たちにすこぶる評判が悪いというふうに思います。

いつも福島の状態を伝えてくれるラジオ福島の大和田新アナウンサー、私はメールのやりとりをいつもしていますが、このときにメールをいただきました。こう書いてありました。私たち福島県民は原発で日常の生活を奪われた、野田総理が守るべき国民の中には福島県民は除かれているらしい、福島県民は川で溺れている、それを国も東電も橋の上から見ているにすぎない、吹き飛んだ建屋の前に立つて、本当に原発事故が収束したのか、安全とは何かを考えてほしい、こういうことを大和田アナウンサーはメールで送ってこられました。

そして、これは福島ではありませんが、滋賀県の嘉田知事、野田総理の会見について、東電福島原発事故の記憶が残る中で、多くの皆さんが再起動に複雑な気持ちを持たれていることはよくよく理解できます、こう言ったことについては、記憶は過去に言及する言葉だ、福島の事故を過去に追いやっている、こういうふう述べております。

国民生活を守る、この記者会見の言葉に福島県民は入っていないのではないかと、福島の人たちは国民じゃないのか、野田総理の言葉はそのように受けとめられていると思うんです。これが実はまさに、この議員立法が必要だというふうな考えられた理由ではないか。つまりは、政府は、福島のこと、福島の人々のこと、子供たちのこと、妊婦のことを本気で考えているのか、この部分に本当に大きな疑問がある、こういう状況なんだろう

と思えます。

その意味で、平野復興大臣にお伺いをしたいと思っておりますけれども、この大飯原発再稼働の判断に当たっての野田総理の記者会見の発言内容を、福島復興再生に当たる担当大臣としてどのように感じているか、評価をしているか、お伺いしたいと思います。

○平野(達)国務大臣 大飯原発の再稼働につきましては、いろいろな要素を勘案しての総合的な判断、ぎりぎりの判断だったというふうには私は理解しております。

その一方で、福島の再生それから原発事故の事故処理、これをしっかりやらなくちゃならないということについては、総理は常々これは申されていることでありまして、私がさまざまな機会をとって官邸に説明に行くときも、そのことは繰り返し総理から強い指示を受けております。

そういう福島を、例えば福島県民のことを忘れたとか、そういうことは決してないということにはつきり申し上げられるのではないかとこのように思っています。

○柿澤委員 平野大臣のお立場ではそう言わざるを得ないのかもしれない。しかし、今の御答弁を聞けば、やはり、私たちの気持ちに本心に政府に届いているのかな、通じているのかな、感じてもらっているのかな、こういうふう思われてしまっているのではないかと思っています。

恐らく、今回の議員立法を提出された参議院議員者の皆さんは全く違う考えをお持ちなのではないかと思えます。この点、ぜひお伺いをしたいと思います。

○川田参議院議員 まず、質問の答弁の前に、この法案を成立させるに当たって、この作成に当たって、私と、社民党の阿部知子議員、そして各党の、ここにおられます谷委員、それから田嶋委員初め、自民党、民主党それから公明党、あらゆる政党の、全党の共同提案によってこの法案を提出することができました。これまで御協力いただいた皆様に本当に感謝申し上げます。

そして、私としては、今回のこの野田総理大臣の再稼働会見につきましては、全くもって無責任さわまりないというふうに感じております。

これは、福島原発事故の収束が全くしておらず、そして、この法案もつくりましたけれども、やはり、この事故の検証も全くもってとられていないという中で、国会において原発事故の検証のための委員会までつくっているにもかかわらず、今回のこの再稼働の会見というのは拙速であり、福島原発事故の検証からの対策がとられていないだけではないかと、福島原発以前の大飯原発についてもしっかりととられていないこの大飯原発については、免震重要棟もない、それから避難経路も確保できていない状況の中で再稼働を判断するというのは全くもって拙速だというふうに感じております。

海外からも注目されている中で信用も低下につながるものですが、国民の生活を守るためともしやっていますが、福島の方たちが一体どんな状況に今置かれているのか。泣く泣く住みなれた土地を離れなければならなかった方たちや失意のうちにみずから命を奪われた方たち、家族が離れ離れになり、健康上の不安や将来の不安からも、子供たちも心のケアが必要になり、これから健康被害が今もつて起きていることを考えると、このような普通の感覚、人間の考えとして、このような心のない会見のような発言というのは到底できないだろうと思えます。

人間らしい豊かな生活というのであれば、まずは福島のこと、そして福島だけではなく、全国の人たちのことも考えて発言をしなければいけなかったと思えます。

○柿澤委員 期せずして拍手が起きておりますが、この答弁は、もちろん、民主党の提出者の谷岡参議院議員も関与されて、そして議論をされて、こういう答弁になったんだらうと思っております。そういう意味では大変重い御答弁をいただいたというふうにも思っています。

馬場町長とお会いされて、除染のモデル事業の報告として、一定時間を超えて洗浄を続けても効果は限定的である、こういう実験結果を示されたというものであります。いわゆる除染の限界というもののはつきり見えてきたというふうに思っています。

しかし、これは、私が去年、チェルノブイリの視察を受けて、既に十月の科技特で細野大臣に指摘をしていたものです。チェルノブイリは、大量の軍隊と巨額の費用を投じて三十キロ圏内の除染を試みたけれども断念をした、福島では可能なのかと。そのときに細野大臣は一体何と答えたか。日本社会の粘り強さを考えればチャレンジすべきだ、こう答えていたんですね。これは一種の精神論です。

平野復興大臣は、新技術の研究をする、こういうことも先日おっしゃられたというんですけれども、モデル事業だけでも百十八億円を投じて、本格除染には何兆円かかるかわからない。このような除染の限界のある中で、このまま既定の路線のとおり進んでいけるのか、この点、お伺いをしたいと思います。

○平野(達)国務大臣 私は、浪江町長だけではなくて、富岡町長、川内村長さんにも同じ説明を申し上げておりますが、二つのことを説明しております。

まず一点目は、モデル事業でありますけれども、大熊町を初め八町村でモデル事業をやっております。この中で起きたことはどうかといいますが、確かに効果はあります。効果はありますが、まず放射線量が高いところの下がる率、これは高いです。しかし、もともと放射線が低いところで除染事業を実施しますと、その下がる率は下がってきます。これは、ちなみに、モデル事業につきましては、庭の除草、表土剥ぎ、屋根、壁の拭き取り等でございます。これは、これは人海戦術でやっております。人海戦術で丁寧をやっております。

放射線が低い地域の中でこういう作業をやったとしても、低減率は落ちてくるということです。

あともう一点は、柿澤委員から御指摘いただいたように、これはアスファルト舗装のところをやった実験でございまして、同じものをずっとやり続けても低減率は途中のところからフラットになつてしまふ、こういう実態があるということでありまして、これは、まさに私は、効果はあるけれども一定の限界があるということだと思ひます。

これからのような除染をするかということにつきましては、この実態を踏まえまして、しかし確かに効果はございますから、この効果のある除染についてはできるだけしっかりとやっていくということが基本だということに思っております。

○柿澤委員 私がこのお尋ねをした上で何を申し上げたいかという、先ほど来るお話が出ていますが、昨年末に低線量被曝の健康リスクに関するワーキングチームの報告書が出て、二十ミリシーベルト未満の人が住めるということになつたわけですね。それで、避難区域の再編が行われて二十ミリシーベルト未満は避難指示解除準備区域として、除染しながら帰還を進める、こういう話になつたわけですね。

これは、チェルノブイリに比較して格段に高い放射線量の地域に、除染をするからという理由で、なるべく帰ってくださると住民の帰還を促していく、こういう危険性のある話だということに思ひます。

二十ミリシーベルト未満の人が住める、こういう政府の基本認識があるわけですが、今回の議員立法を提案した方々は、この政府の基本認識についてどういうふうに考えておられるのか、ぜひお伺いしたいと思います。

○川田参議院議員 この第二条第三項で内部被曝について言及しておりますが、これは、外部被曝による影響と内部被曝による影響の双方をあわせて考慮する必要があるためです。

外部被曝という言葉ばかりが語られる中で、あ

えて内部被曝という言葉がこの条文に盛り込ませていただいたのは、それよりもこの内部被曝という概念をしっかりと皆さんに知っていただいで、体の中に取り入れた放射性物質によって放射線の影響を体を受けていくことは外部被曝とは全く違った影響を体と与えていくものであるということからも、どの法にも明記されていない内部被曝という言葉をあえてここで使わせていただくことが重要だと考えています。

食品の全量検査を目指すことを野党案では当初目指してはいたが、これは最初から全量検査というのは難しいところもありますので、しっかりとこれをスケジュール立てして、しっかりと検査機器の開発などもすることによって、食品の全量検査、全品検査ができるような体制をこれから時間をかけてしっかりとやっていくことが大事じゃないかと考えております。

この二十ミリシーベルトについては、これは基準によって、今、被災地では、一方的に引いてきたことによって、子供たち、家族がばらばらになつて、コミュニティを分断されることになりました。そして、自主避難を余儀なくされている方も大勢おられ、避難しない選択、あるいはできない被災者の方も、それが信じられる情報がか全くわからない事態に陥っております。

そもそも、二十ミリシーベルトという基準自体がどんな基準に照らししても間違っているというの私の認識、立法者の認識であり、政府の基本認識とは相入るものではありません。また、ICRPや国内法理に照らしても、一ミリシーベルト以下にするのが当然のことです。

この法律を少しでもその目的に向かって運用していけるように、全会派の発議者有志がこの法律のフォローアップをしてまいります。立法者の意思は、一ミリシーベルト以下に向かつて進めていくというもので、自主的に安全に近づくように施策が進むよう、この法律では、毎年見直しをしていくことが盛り込まれております。

○柿澤委員 先ほど、二十ミリシーベルトはチェ

ルノブイリと比較して格段に高いというふうに申し上げました。先ほど来て出ているチェルノブイリ法において、五ミリシーベルト以上を移住義務区域、一ミリシーベルト以上を移住権利区域として

いるわけですね。こうした移住の権利というのを明確化して、権利を有する被災者に新しい居住地での生活再建のための十全の支援措置を国が講じていかなければならない。

今回の法律でも、私は、権利性というものがいまいつ明確ではないのではないかと思います。その意味で、まず一定の線量基準で具体的な補償を伴う移住の権利ということを法的に明確化すべきであると考えますが、復興大臣、御見解はいかがでしょう。

○平野(達)国務大臣 まず、二十ミリシーベルトでございますけれども、二十ミリシーベルトは委員ももう十分御案内のように、このレベル以上であれば、あるいは以下であれば危険だ、安全だという値ではありませんし、いわゆる閾値ではないということでありまして、

では、二十ミリシーベルトは何かといいますと、これは、私ども政府としては、いわゆる居住や労働を続けながら、モニタリング、食品の出荷制限、健康診断などによる放射線リスクの適切な管理や、生活圏を中心とした除染などの総合的な対策によって放射線被曝を低減、回避することが想定されている地域、これはICRPの考え方に沿って、二十ミリシーベルトという、目安ということ

で考えているわけでありまして、

したがって、この二十ミリシーベルトというものにつきましても、繰り返しになりますけれども、これをもって安全だ、危険だという考え方を政府は必ずしもとっているわけではないということでありまして、

それからもう一つは、二十ミリシーベルトでもって帰らなさい、帰らなければなりませんというところも政府は想定しておりません。これは避難指示解除準備区域ということで、そこからインフラの整備をしたり、あるいはさまざまな公共施設、

壊れた施設等がございますから、その復旧をしながら、最終的には、個々の地域の判断として、もっとと極論しますと、個人の判断として帰るかどうかは多分決定をしていただくことになると思ひます。

その上で、これからさまざまな、ここから、避難区域からたくさん避難されている方がおられますけれども、政府としてしっかりとした意向調査をしなければならぬと考えておりますが、そのときに、中にはどういう状況になつたとしても移住を決意される方もおられると思ひます。そういった方々にどういった賠償をするかということにつきましても、これは今政府内でもいろいろ議論しております、その基本方針というのを今各町村と内々に調整しております。

いざ、この基本方針もある程度のめどが立ちましたら、しっかりと公表して、その上で住民の皆さん方としっかりと意見交換をして、それで、正すべきことは正す、修正すべきは修正するという形での賠償指針を決めていくということになるかと思ひます。

したがって、移住の権利というよりは、最終的にそこに戻る、戻らないということについての、国は、例えば、戻らなさい、戻らなければだめですよということについての強制力を持つて具体的にどうこうするということは考えておりませんし、また、できないと思っております。

そういった中で、さまざまな情報提供をしながら、今避難している方々の判断に資するような情報提供をしっかりとやりながら、最終的に、地域としてあるいは町として、そして、繰り返しになりますけれども、場合によっては個人として、そういった判断をしていただくということになると思ひますし、その判断した方向に従って、国は東電とも連携して必要な支援をしっかりとやっていくということになると思ひます。

○柿澤委員 こういう何だかさっぱりわからないことを言つて、結局、自分がどれだけ補償を受け、そして生活の再建を国に支援してもらえるのか

からないまま、一年が過ぎ、二年が過ぎていく、この現状こそが、まさに今回の議員立法を必要とした最大の背景なんですよ。

それに関して、平野復興大臣の今の御答弁は、何ら答えになっていないというふうに思います。その点、私は、ぜひ法的な権利性をここで認めて、しっかりと十全の措置を講じていく、このことを明言していただきたいと思っています。立法者の皆さんは、この気持ちと共有していただいていると思いますので、ぜひ法案成立の暁には、履行監視を政府に対して厳しく行っていただきたい、このことも期待として申し上げます、質問を終わります。

○古賀委員長 これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○古賀委員長 これより討論に入るのでありますが、その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

参議院提出、東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案について採決いたします。

〔賛成者起立〕

○古賀委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○古賀委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○古賀委員長 次回は、公報をもってお知らせす

ることとし、本日は、これにて散会いたします。
午後三時四十三分散会

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律案

東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等に関する施策の推進に関する法律

〔目的〕

第一条 この法律は、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故(以下「東京電力原子力事故」という。)により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険性について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者(以下「被災者」という。)が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられ、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策(以下「被災者生活支援等施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、被災者の生活を守り支えるための被災者生活支援等施策を推進し、もって被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故による災害の状況、当該災害からの復興等に関する正確な情報の提供が図られつつ、行

われなければならない。

2 被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第八条第一項の支援対象地域における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。

3 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による外部被ばく及び内部被ばくに伴う被災者の健康上の不安が早期に解消されるよう、最大限の努力がなされるものでなければならない。

4 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、被災者に対するいわれなき差別が生ずることのないよう、適切な配慮がなされなければならない。

5 被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども(胎児を含む。)が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。

6 被災者生活支援等施策は、東京電力原子力事故に係る放射線による影響が長期間にわたるおそれがあることに鑑み、被災者の支援の必要性が継続する間確実に実施されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護すべき責任並びにこれまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的な責任を負っていることに鑑み、前条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

措置を講じなければならない。

(基本方針)

第五条 政府は、第二条の基本理念にのっとり、被災者生活支援等施策の推進に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 被災者生活支援等施策の推進に関する基本的方向

二 第八条第一項の支援対象地域に関する事項

三 被災者生活支援等施策に関する基本的な事項(被災者生活支援等施策の推進に関し必要な計画に関する事項を含む。)

四 前三号に掲げるもののほか、被災者生活支援等施策の推進に関する重要事項

3 政府は、基本方針を策定しようとするときは、あらかじめ、その内容に東京電力原子力事故の影響を受けた地域の住民、当該地域から避難している者等の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、基本方針を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(汚染の状況についての調査等)

第六条 国は、被災者の生活支援等の効果的な実施に資するため、東京電力原子力事故に係る放射性物質による汚染の状況の調査について、東京電力原子力事故により放出された可能性のある放射性物質の性質等を踏まえつつ、当該放射性物質の種類ごとにきめ細かく、かつ、継続的に実施するものとする。

2 国は、被災者の第二条第二項の選択に資するよう、前項の調査の結果及び環境中における放射性物質の動態等に関する研究の成果を踏まえ、放射性物質による汚染の将来の状況の予測を行うものとする。

3 国は、第一項の調査の結果及び前項の予測の結果を随時公表するものとする。

(除染の継続的かつ迅速な実施)

第七条 国は、前条第一項の調査の結果を踏まえ、放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置を継続的かつ迅速に実施するため必要な措置を講ずるものとする。

2 前項の場合において、国は、子ども、妊婦、学校、保育所その他の子どもが通常所在する場所(通学路その他の子どもが通常移動する経路を含む)及び妊婦の住居その他の妊婦が通常所在する場所における土壌等の除染等の措置を特に迅速に実施するため、必要な配慮をするものとする。

(支援対象地域で生活する被災者への支援)

第八条 国は、支援対象地域(その地域における放射線量が政府による避難に係る指示が行われるべき基準を下回っているが一定の基準以上である地域をいう。以下同じ)で生活する被災者を支援するため、医療の確保に関する施策、子どもの就学等の援助に関する施策、家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策、放射線量の低減及び生活上の負担の軽減のための地域における取組の支援に関する施策、自然体験活動等を通じた心身の健康の保持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に規定する子どもの就学等の援助に関する施策には、学校における学習を中断した子どもに対する補習の実施及び学校における屋外での運動が困難となった子どもに対する屋外での運動の機会の提供が含まれるものとする。

3 第一項に規定する家庭、学校等における食の安全及び安心の確保に関する施策には、学校給食の共同調理場等における放射性物質の検査のための機器の設置に関する支援が含まれるものとする。

4 第一項に規定する放射線量の低減及び生活上

の負担の軽減のための地域における取組には、子どもの保護者等による放射性物質により汚染された土壌等の除染等の措置、学校給食等についての放射性物質の検査その他の取組が含まれるものとし、当該取組の支援に関する施策には、最新の科学的知見に基づき専門的な助言、情報の提供等を行うことができる者の派遣が含まれるものとする。

(支援対象地域以外の地域で生活する被災者への支援)

第九条 国は、支援対象地域から移動して支援対象地域以外の地域で生活する被災者を支援するため、支援対象地域からの移動の支援に関する施策、移動先における住宅の確保に関する施策、子どもの移動先における学習等の支援に関する施策、移動先における就業の支援に関する施策、移動先の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、支援対象地域の地方公共団体との関係の維持に関する施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援対象地域以外の地域から帰還する被災者への支援)

第十条 国は、前条に規定する被災者で当該移動前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、当該地域への移動の支援に関する施策、当該地域における住宅の確保に関する施策、当該地域における就業の支援に関する施策、当該地域の地方公共団体による役務の提供を円滑に受けることができるようにするための施策、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(避難指示区域から避難している被災者への支援)

第十一条 国は、政府による避難に係る指示の対象となつていない区域から避難している被災者を支援するため、特定原子力事業者(原子力損害

賠償に関する法律(昭和三十六年法律第四百十七号)第三条第一項の規定により東京電力原子力事故による損害の賠償の責めに任ずべき原子力事業者(同法第二条第三項に規定する原子力事業者をいう)をいう。第十九条において同じ。による損害賠償の支払の促進等資金の確保に関する施策(当該区域における土地等の取扱いに関するものを含む)、家族と離れて暮らすこととなった子どもに対する支援に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項に規定する被災者で当該避難前に居住していた地域に再び居住するもの及びこれに準ずる被災者を支援するため、前条の施策に準じた施策を講ずるものとする。

(措置についての情報提供)

第十二条 国は、第八条から前条までの施策に関する具体的な講ぜられる措置について、被災者に対し必要な情報を提供するための体制整備に努めるものとする。

(放射線による健康への影響に関する調査、医療の提供等)

第十三条 国は、東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくの状態を明らかにするため、被ばく放射線量の推計、被ばく放射線量の評価に有効な検査等による被ばく放射線量の評価その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、被災者の定期的な健康診断の実施その他東京電力原子力事故に係る放射線による健康への影響に関する調査について、必要な施策を講ずるものとする。この場合において、少なくとも、子どもである間に一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住したことがある者(胎児である間にその母が当該地域に居住していた者を含む)及びこれに準ずる者に係る健康診断については、それらの者の生涯にわたつて実施されることとなるよう必要な措置が講ぜられるものとする。

3 国は、被災者たる子ども及び妊婦が医療(東京電力原子力事故に係る放射線による被ばくに

起因しない負傷又は疾病に係る医療を除いたものをいう)を受けたときに負担すべき費用についてその負担を減免するために必要な施策その他被災者への医療の提供に係る必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映等)

第十四条 国は、第八条から前条までの施策の適正な実施に資するため、当該施策の具体的な内容に被災者の意見を反映し、当該内容を定める過程を被災者にとって透明性の高いものとするために必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究等及び成果の普及)

第十五条 国は、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する調査研究及び技術開発(以下「調査研究等」という)を推進するため、調査研究等を自ら実施し、併せて調査研究等の民間による実施を促進するとともに、その成果の普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

(医療及び調査研究等に係る人材の養成)

第十六条 国は、放射線を受けた者の医療及び調査研究等に係る人材を幅広く養成するため、必要な施策を講ずるものとする。

(国際的な連携協力)

第十七条 国は、調査研究等の効果的かつ効率的な推進を図るため、低線量の放射線による人の健康への影響等に関する高度の知見を有する外国政府及び国際機関との連携協力その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解)

第十八条 国は、放射線及び被災者生活支援等施策に関する国民の理解を深めるため、放射線が人の健康に与える影響、放射線からの効果的な防護方法等に関する学校教育及び社会教育における学習の機会の提供に関する施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償との調整)

第十九条 国は、被災者生活支援等施策の実施に要した費用のうち特定原子力事業者に対して求償すべきものについて、適切に求償するものと

する。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(見直し)

2 国は、第六条第一項の調査その他の放射線量に係る調査の結果に基づき、毎年支援対象地域等の対象となる区域を見直すものとする。

理 由

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故により放出された放射性物質が広く拡散していること、当該放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていないこと等のため、一定の基準以上の放射線量が計測される地域に居住し、又は居住していた者及び政府による避難に係る指示により避難を余儀なくされている者並びにこれらの者に準ずる者が、健康上の不安を抱え、生活上の負担を強いられており、その支援の必要性が生じていること及び当該支援に関し特に子どもへの配慮が求められていることに鑑み、被災者の不安の解消及び安定した生活の実現に寄与するため、子どもに特に配慮して行う被災者の生活支援等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成二十四年六月二十六日印刷

平成二十四年六月二十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

P